



ASC(水産養殖管理協議会)養殖場認証 審査報告書

認証取得者 マルハニチロ株式会社
審査範囲 株式会社アクアファーム ブリ養殖場
認証番号
認証発行日
認証有効期限

フォーム3 - 審査計画公開(PDF)フォーム

このフォームは現地監査*の30日前までに認証機関により提出されなければならない。記載されている情報に変更がある場合は、変更から5日以内かつ審査予定日から10日以前にASCに再提出されなければならない。期限に遅れた場合、新たに審査のアナウンスがされ、再度30日ルールが適用される。

このフォームに記載される情報は公開されなければならない。この情報はフォーム提出から3日以内にASCのウェブサイトに掲載されることが望ましい。

このフォームは利害関係者および関心の高い者にとって読みやすいよう書かれなければならない。

このフォームは必要に応じて現地の言語に翻訳されることが望ましい。

PDF 1 審査計画公開フォーム

PDF 1.1 認証機関名称

アマタ株式会社

PDF 1.2 提出日

2017年10月18日

PDF 1.3 認証機関連絡窓口

PDF 1.3.1 連絡担当者

山野下 仁文

PDF 1.3.2 認証機関内の役職

チームリーダー

PDF 1.3.3 所在地

〒102-0073
東京都千代田区九段北三丁目2番4号

PDF 1.3.4 メールアドレス	ninsho@amita-net.co.jp
PDF 1.3.5 電話番号	03-5215-8326
PDF 1.3.6 その他	-

PDF 1.4 ASC顧客

PDF 1.4.1 会社名	マルハニチロ株式会社
PDF 1.4.2 連絡担当者	吉本 充 氏
PDF 1.4.3 顧客組織内の役職	漁業・養殖ユニット 増養殖事業部 養殖課 課長補佐
PDF 1.4.4 所在地	東京都江東区豊洲3-2-20
PDF 1.4.5 メールアドレス	m-yoshimoto@maruha-nichiro.co.jp
PDF 1.4.6 電話番号	03-6833-4350

PDF 1.4.7 その他

PDF 1.5 認証単位

- PDF 1.5.1 単独サイト
PDF 1.5.2 マルチサイト
PDF 1.5.3 グループ認証

x

PDF 1.6 監査対象サイト

サイト名称	GPS座標	その他の位置情報	監査予定サイト	監査予定日
株式会社アクアファーム	33° 3' 2 N, 131° 57' 33 E		はい	2017年11月 27日～28日

PDF 1.7 魚種及び基準

基準	生産される魚種(学名)	認証範囲に含まれるか (はい/いいえ)	使用されるASC承認基準	版番号
アワビ				
二枚貝				
淡水トラウト				
パンガシウス				
サケ				
エビ				
ティラピア				
ブリ・スギ類	ブリ(<i>Seriola quinqueradiata</i>)	はい	ブリ・スギ類基準	1.0
その他				

PDF 1.8 利害関係者へのコンサルテーション予定および、どのように利害関係者が関与できるか

氏名/組織	審査における関係性	利害関係者の関与方法 (個別訪問、電話での聞き取り、意見提出等)	利害関係者への連絡 予定日	利害関係者への 連絡手段
機密情報につき非公開	従業員	面会	2017年11月28日	面会
	地域住民	面会	2017年11月28日	面会

PDF 1.9 スケジュール案

PDF 1.9.1 契約書締結日:	2017年10月31日
PDF 1.9.2 審査開始日:	2017年11月21日
PDF 1.9.3 現地監査日:	2017年11月27日、28日
PDF 1.9.4 認証決定/判断	2018年1月31日

PDF 1.10 審査チーム

	列1	氏名	ASC登録情報
PDF 1.10.1	主任審査員	小川 直也	
PDF 1.10.2	専門家	山野下 仁文	
PDF 1.10.3	社会面の審査員	小川 直也	

ASC審査報告書 - オープニング

一般要求事項

- C1** 審査報告書は英語および事業体の所在する地域で最も一般的に話されている言語で書かれなければならない。
- C2** 審査報告書には商業上公開できない情報のための機密附則を含めてもよい。
- C2.1** 認証機関は、商業上公開できない情報の内容について認証申請者と合意しなければならない、この情報は認証契約書に規定に従い、ASCおよび任命された認定機関からの要請に基づきこれらの機関に示されなければならない。
- C2.2** 公開用報告書には機密附則に含まれる項目の明瞭な概要が含まれなければならない。
- C2.3** 商業上公開できない情報を含む附則を除き、審査報告書はすべて公開される。
- C3** 認証機関は、機密附則の内容を含む、報告書のすべての内容に唯一責任をもつ団体である。
- C4 認証審査および再認証審査報告の報告期限**
- C4.1** 審査の完了から30日以内に認証機関は、英語および国の公用語または事業体の所在する地域で最も一般的に話されている言語で書かれた報告書の草案を提出しなければならない。
- C4.2** 5日以内にASCは、報告書の草案をASCウェブサイトに掲載する。
- C4.3** 認証機関は、利害関係者および関心の高い者が報告書に対して意見を述べる期間を15日間設けなければならない。
- C4.4** 意見募集期間の終了日から20日以内に認証機関は、英語および国の公用語または事業体の所在する地域で最も一般的に話されている言語で書かれた最終報告書をASCに提出しなければならない。
- C4.5** 5日以内にASCは、最終報告書をASCウェブサイトに掲載する。
- C4.6** 審査報告書には正確かつ再現可能な結果が含まれなければならない。
- C5 年次監査報告書の報告期限**
- C5.1** 監査の完了から90日以内に認証機関は、英語および国の公用語または事業体の所在する地域で最も一般的に話されている言語で書かれた最終報告書を提出しなければならない。
- C5.2** 5日以内にASCは、最終報告書をASCウェブサイトに掲載する。
- C5.3** 監査報告書には正確かつ再現可能な結果が含まれなければならない。

1 タイトルページ

1.1 認証申請者名

マルハニチロ株式会社

1.2 報告書タイトル [例:公開用認証報告書]	公開用認証報告書
1.3 認証機関名	アマタ株式会社
1.4 主任審査員名	小川 直也
1.5 報告書作成者およびレビューアーの氏名と所属	報告書作成者 - アマタ株式会社 小川 直也 報告書レビューアー - デザイン・パル 太齋 彰浩
1.6 顧客連絡担当者の氏名と役職	吉本 充 氏
1.7 日付	2017年11月27日、28日

2 目次

I. 審査報告書 - オープニング II. 審査報告書 - ブリ・スギ 所見のまとめ- ブリ・スギ III. 審査報告書 - トレーサビリティ IV. 審査報告書 - クロージング
--

3 用語集

ASC用語集において定義されていない、この審査報告書特有の用語および略称	なし
--------------------------------------	----

4 まとめ

報告書および所見の簡潔なまとめ。まとめは、利害関係者およびその他の関心の高い者にとって読みやすいよう書かれなければならない。

4.1 審査範囲の簡潔な説明	審査範囲はマルハニチロ株式会社の子会社である、大分県佐伯市上浦の株式会社アクアファームのブリ養殖場である。ブリのモジャコの受け入れから、育成、水揚げ、加工場への搬送までが含まれる。
4.2 認証単位の事業に関する簡潔な説明	養殖場はマルハニチロの監督の下、アクアファームによって管理されている。アクアファームは1991年に設立された。ブリを40万尾養殖している。当地域は潮通しがよく、水質は概ね良好である。養殖されたブリは、マルハニチロの他のグループ会社の加工場まで運搬され、加工される。その出荷までが今回の認証単位である。
4.3 認証単位のタイプ (リストから1つのタイプを選択すること)	単独サイト
4.4 審査のタイプ (リストから該当する審査のタイプを選択すること)	初回
4.5 主な所見のまとめ	審査において重大な不適合は発見されなかった。軽微な不適合が7件と観察事項が6件指摘された。
4.6 審査決定	マルハニチロ株式会社には、ブリについてASCブリ・スギ類認証が与えられる。

5 認証機関の連絡窓口

5.1 認証機関名

アマタ株式会社

5.2 所在地

〒102-0073
東京都千代田区九段北三丁目2番4号

5.3 メールアドレス

ninsho@amita-net.co.jp

5.4 その他の連絡先情報

電話番号: 03-5215-8326

6 認証申請者の背景

6.1 1.2および1.3を除く審査計画公開フォーム(フォーム3)の情報
すべての情報は審査の実施に伴い必要に応じて更新される

公開情報フォーム参照

6.2 認証単位の説明(初回審査)/変更点がある場合は変更点の説明(年次監査および再認証審査)

養殖場はマルハニチロの監督の下、アクアファームによって管理されている。アクアファームは1991年に設立された。ブリを40万尾養殖している。当地域も潮通しがよく、水質は概ね良好である。ブリは概ね5kg程度で出荷される。養殖されたブリは、マルハニチロの他のグループ会社の加工場まで運搬され、加工される。その出荷までが今回の認証単位である。

6.3 認証単位が現在保持するその他の認証

なし

6.4 この審査の前に取得したその他の認証

なし

6.5	認証単位の <u>本年度</u> の予想される年間生産量	ブリ:1600トン
6.6	認証単位の <u>前年度</u> の実際の年間生産量 (年次監査および再認証審査では必須)	該当しない。
6.7	認証単以内で採用されている生産方法 (リストから1つ以上を選択)	生簀
6.8	認証単位で雇用されている従業員数	アクアファーム:24人(男性20人、女性4人)

7 認証範囲

7.1	実施された審査で使用された基準 (版番号を含めること)	ASCブリ・スギ類基準 第1.0版 (2016年10月)
7.2	認証申請者の養殖場で生産される魚種	ブリ (<i>Seriola quinqueradiata</i> .)
7.3	審査範囲の説明 これには認証単位が、事業体により管理されている、または事業体の所在するサイトに含まれる生産または収穫地域を網羅しているか、それとも認証単位がこれら地域の一部のみを対象としているかの説明を含む 生産または収穫地域の一部のみが認証単位の対象となっている場合、対象地域が明記されなければならない	審査の範囲は、大分県佐伯湾に位置するアクアファームが管理するブリ養殖場である。アクアファームでは、15m×15mの生簀(稚魚のうち10m×10m)を42台管理している。このうち、ASCの条件を満たす8台程度の生簀を認証対象とする予定である。生簀ごとに明確に区別されており、混ざることはない。

<p>7.4 次のCoCへ受け渡される時点まで認証製品を取り扱う可能性がある保管、加工、流通サイトの名称と所在地(請負も含む)</p>	<p>なし</p>
<p>7.5 対象水域の説明</p>	<p>審査の範囲は、大分県佐伯湾長田沖に位置するアクアファームが管理するブリ養殖場である。</p>

8 審査計画

<p>8.1 審査員名および次が実施または完了した日: 審査実施、報告書作成、報告書レビュー、認証判断</p>	<p>小川 直也 - 主任審査員 山野下 仁文 - 専門家 小川 直也 - 社会面の審査員</p> <p>審査実施 - 2017年11月27日、28日 報告書作成 - 2018年3月26日に完了 報告書レビュー - 2018年3月30日に完了 認証判断 - 2018年4月27日</p>
---	--

8.2 過去の審査(該当する場合):

	不適合 参照番号	基準参照 条項番号	解除期限 - 状況 - 各不適合の解除日
8.2.1 初回審査 - 年月			
第1回年次監査 - 年月			
第2回年次監査 - 年月			
再認証審査 - 年月			
抜き打ち監査 - 年月			
不適合解除監査 - 年月			
認証範囲拡大審査 - 年月			

8.4 実施された審査計画:

	日付	場所
8.4.1 机上調査	2017年9月 20日	-
8.4.2 現地監査	2017年11月27 日、28日	大分県佐伯市上浦
8.4.3 利害関係者へのインタビューおよび地域住民との意見交換	2017年11月 28日	大分県佐伯市上浦
8.4.4 顧客への報告書草案送付	2018年3月 26日	-
8.4.5 ASCへの報告書草案送付	2018年3月 30日	-
8.5.5 顧客およびASCへの最終報告書送付		-

8.7 審査でコンサルテーション対象となった、
またはその他の方法で関与した個人の
氏名と所属
これには審査に参加した次の者が含ま
れる:顧客の代表者、従業員、請負業
者、利害関係者、オブザーバー

株式会社アクアファーム
所長 渡辺勤氏
生産部長 松下英樹氏
主任 加藤京子氏
向野雄太氏

マルハニチロ株式会社
吉本 充 氏

その他面会した利害関係者
地元水産会社、漁業協同組合、研究機関、大分県、地元住民
(個人名は非公開を希望)

8.8 文書またはその他の情報を含む利害関係者からの意見、およびそれら意見に対する認証機関の文書による回答

利害関係者の氏名 (公開する許可が得られた場合)	顧客との関係性	連絡日	認証機関から 回答されたか はい/いいえ	指摘された点の簡潔なまとめ	認証機関による 意見の反映	利害関係者へ の回答送付
公開を希望する者 はいなかった	地域住民	2017年 11月28日	いいえ	否定的な意見はなかった。	反映された。	なし
公開を希望する者 はいなかった	従業員	2017年 11月28日	いいえ	否定的な意見はなかった。	反映された。	なし
公開を希望する者 はいなかった	自治体	2017年 11月28日	いいえ	否定的な意見はなかった。	反映された。	なし
ASC品質保証チー ム	ASC	2018年3月 30日	はい	レポート詳細についての明確化	反映された。	あり

<p style="text-align: center;">監査マニュアル ASCブリ・スギ類基準 ブリ・スギ類水産養殖管理検討会作成</p>						
<p style="text-align: center;">対象種:ブリ(<i>Seriola quinqueradiata</i>)、カンパチ(<i>S. dumerilii</i>)、ヒレナガカンパチ(<i>S. rivoliana</i>)、ヒラマサ(<i>S. lalandi</i>)、スギ(<i>Rachycentron canadum</i>)</p>						
<p style="text-align: center;">原則1: 該当する全ての国際法、国内法および地方条例の順守</p>						
<p style="text-align: center;">判定基準1.1 該当する全ての国際、国内、地方の法的必要条件と規制の順守</p>						
		適合基準 (審査のガイダンスとしてのみ使用)	審査の証拠	評価 (基準ごとに、ドロップダウンメニューの一つの区分を選択)	不適合の内容 不適合や該当しない項目に関する理由の説明。	値/測定基準 該当する場合は各指標に対して値を記録すること。
1.1.1	<p>指標: 関連するすべての国および地方の法律と条例を順守していることを示す書類</p> <p>要件: 必要</p> <p>適用範囲: すべて</p>	<p>a. 該当する土地及び水の利用に関する法律の書面もしくはデータを保持していること。監査チームに該当する法律と許認可の要約を、担当職員との連絡先を添えて提出すること</p> <p>b. 借用合意書、土地所有権、許可証の原本(もしくは承認された写し)を保持していること</p> <p>c. 国または地方の法律や規則に従った視察記録を保持すること(操業地域の法律で視察が求められる場合に限る)</p> <p>d. その他。具体的に記入</p>	<p style="text-align: center;">審査の証拠</p> <p>1. 各適合基準に対する審査の証拠を記載。審査の証拠(適合及び不適合の証拠を含む)は異なる審査チームでも審査を再現できるように記録すること。 2. 「審査の証拠」の説明文は適宜修正すること。 3. 以下に記載されていない適合基準を観察した際には、以下の青いセルに記載すること。</p> <p>アクアファーム: 「養殖業に関する法律 条令」のリストにまとめている。問い合わせ先も含めている。漁業法、水産資源保護法、自然公園法、大分県立自然公園条例、持続的養殖生産確保法、海洋水産資源開発促進法、薬事法などが含まれている。区画漁業免許状がある。区第3230号。起点からの見通し点で座標が特定されている。漁場図が明示されている。事務所・倉庫(2か所)、資材置き場の3か所の土地を借りており、それぞれ土地賃貸借契約書がある。変更がなければ自動更新される契約となっている。県、市が管理する漁港の専用料を漁協に支払っている。大分県漁協上浦支店からの平成29年度の明細書、支払領収書(2017年4月28日付)を確認した。魚類保険の関係で、共済と大分県漁協が視察に来る。生簀の位置、魚数、台数などを確認する。平成27年8月7日の写真記録がある。年に1回訪問されているが、平成27年以降の記録は特に残されていない。</p>	適合		
1.1.2	<p>指標: 全ての税法を順守していることを示す書類</p> <p>要件: 必要</p> <p>適用範囲: すべて</p>	<p>a. 地方税務局からの納税完了通知書もしくは税法適合証書を提出すること</p> <p>または</p> <p>該当局に対する納税の記録を保持していること(固定資産税、水利用税、収入税など)。ただし認証機関は申請者が公表を求められた、あるいは選択した場合を除き、税に関する機密情報を公表してはならない。</p> <p>b. 養殖場は税法に関しその適合要件がその事業規模に見合っていることを保証すること。大規模生産者は、例えば税法対応全体を管理するために、公認会計士のような資格と知識を持った税に関する専門家のサービスを養殖場が利用していることを示すこと。小規模生産者は、税の領収書を提示すること</p> <p>c. 親会社が税金を合法的に支払っている場合、養殖場はこの趣旨で情報を提示すること</p> <p>d. その他。具体的に記入</p>	<p>親会社のマルハニチロ株式会社 漁業・養殖ユニット 増養殖事業部 が漁業・養殖事業を管理している。マルハニチロの監査はあずさ監査法人が行い、有価証券報告書が発行されている。マルハニチロ株式会社の2017年10月の納税証明書があり、税金の未納はないことが証明されている。</p> <p>奄美養魚: 所得税、固定資産税、連結法人税、法人税、消費税、などの領収書がある。直近の支払いの領収書を確認した。奄美養魚の会計担当者はマルハニチロの経理部主計課とやりとりしながら業務を行っている。またマルハニチロの各部署による各種の内部監査が行われている。2017年4月11日～14日には監査部・経営企画部、9月12日、13日には経理部、11月8日には監査役による内部監査が実施された記録があった。</p> <p>アクアファーム: 平成28年度の所得税、固定資産税、消費税及び地方消費税、法人税の領収書を確認した。アクアファームの会計担当者はマルハニチロの経理部主計課とやりとりしながら業務を行っている。マルハニチロの監査部による2014年6月10日から12日の内部監査記録がある。また、マルハニチログループの監査の一環として、監査法人による会計監査が2013年9月11、12日に実施された。次回は2018年2月に実施される予定。</p>	適合		

<p>1.1.3</p>	<p>指標: すべての労働法および条例を順守していることを示す書類 要件: 必要 適用範囲: すべて</p>	<p>a. 国または地方の労働規約および雇用に関する法律の要件に、養殖場がどのように適合しているかを示すこと</p> <p>b. 国の労働法および規約の順守にかかる養殖場視察の記録を保持すること(そのような視察が操業している国において法的要件となっている場合に限る)</p> <p>d. その他。具体的に記入</p>	<p>マルハニチロ監督の下、概ね共通化された就業規則がグループ各社で作成され、運用されている。</p> <p>アクアファーム: 労働基準法に則った職員就業規則が2017年4月に更新され、佐伯労働基準監督署に2017年5月24日に承認を受けている。同日に労働者代表が同意した意見書もある。労災発生時には労働基準監督署の査察が入るが、少なくとも10年はそのような事例はない。</p> <p>従来は臨時職員、パートタイマー、アルバイト等の就業規則は社員に準ずるとなっていたが、2017年4月からの職員就業規則では対象外となったので、現在作成中で、もうすぐ完成予定である。</p>	<p>軽微な不適合</p>	<p>アクアファームでは、臨時職員、パートタイマー、アルバイト等の就業規則が作成されていなかった。</p>	
<p>1.1.4</p>	<p>指標: 水質への影響に関連する条例および認可を順守していることを示す書類 要件: 必要 適用範囲: すべて</p>	<p>a. 該当する場合、排水にかかる許可を得ること</p> <p>b. 必要に応じて、排水に関する法律・条例へのモニタリング記録および順守を示す記録を保持すること</p> <p>c. 廃棄および環境汚染に関するモニタリング記録および法律・条例への順守を示す記録を保持すること</p> <p>d. その他。具体的に記入</p>	<p>アクアファーム: 合計60m³/月程度の水道水を使用する。新事務所・倉庫の浄化槽があり、合併処理浄化槽維持管理業務委託契約書がある。法定点検が年1回実施される。平成29年5月18日の点検記録を確認した。産業廃棄物処理委託基本契約書が交わされている。処分ごとのマニフェストも保管されている。死魚については売買基本契約書で肥料原料として販売されている。</p> <p>フロン排出抑制法に関し、2017年2月7日の対象施設の定期点検、年に4回の簡易点検表もある。</p>	<p>適合</p>		

原則2: 自然環境、地域の生物多様性、生態系の構造と機能の保全						
判定基準2.1 底生動物の生物多様性と生息環境への影響						
2.1.1	<p>指標: 対照区と比較して検出される養殖事業に起因する影響の許容範囲(Allowable Zone Effect:AZE)[2]の外縁部における、酸化還元電位、硫化物濃度または全有機炭素量</p> <p>要件: 対照区と比較して、AZEの外縁部の底質中のTOCまたは硫化物濃度または酸化還元電位に有意な差がないこと</p> <p>適用範囲: 脚注2の記した場合を除く全ての養殖場。AZEをまだ規定していない養殖場については、プリ・スギ類基準発行から3年以内とする。</p>	<p>a. AZEの境界とすべての底質採取地点のGPS座標を示す養殖場の地図を準備すること。養殖場が個別のAZEを用いる場合、その選択の根拠を認証機関に示すこと</p> <p>または(AZEをまだ規定していない養殖場については、プリ・スギ類基準発行後3年までに用意する)</p> <p>すべての底質採取地点のGPS座標を示す養殖場の地図を用意すること</p>	<p>b. AZE全域で海底が岩礁帯の場合、認証機関に対して証拠を提示し、2.1.1a~gならびに2.1.2の適用除外を要望すること</p>	<p>c. 海底環境の影響評価および測定のために、養殖場が選択した指標を認証機関に知らせること</p>	<p>d. プリ・スギ類基準の手引きに従った適切な方法およびサンプリング体制を用いて、底質試料を収集すること(生け簀内のバイオマスが最大となる時期、必要とされる採取地点全てにおいて)</p>	<p>e. オプション1の場合、国内もしくは国際的に広く用いられている適切な検査法で、AZEの外縁部(外側すぐ)と養殖場から遠く離れた影響を受けない対照区とで採取した底質表面の試料の酸化還元電位(mV)を測定し記録すること</p>
				<p>f. オプション2の場合、国内もしくは国際的に広く用いられている適切な検査法で、AZEの外縁部(外側すぐ)と養殖場から遠く離れた影響を受けない対照区とで採取した底質表面の試料の硫化物濃度(μM)を測定し記録すること</p>		
				<p>g. オプション3の場合、国内もしくは国際的に広く用いられている適切な検査法で、AZEの外縁部(外側すぐ)と養殖場から遠く離れた影響を受けない対照区とで採取した底質表面の試料の全有機炭素量(重量%)を測定し記録すること</p>		
				<p>h. その他。具体的に記入</p>		
			<p>アクアファーム: 養殖場の端から40mにAZEを設定し、そこから500m離れた地点に対照区を設定した。各地点のGPS座標は示されている。ただし、その間に一時期モジャコを養殖する生簀があるため、対照区はモジャコの生簀から500m離れた方がより好ましい。毎年10月、11月がバイオマス量が最大となる。今年は審査に間に合わせる都合上9月20日に、試験区、対照区で3サンプルずつ採取し、外部の専門機関に分析を依頼した。硫化物濃度についてT検定の結果、有意差は出なかった。測定方法はASCの手順に従っていたことを確認した。</p>	<p>適合</p>	<p>【観察事項】 アクアファームの対照区は、一時期モジャコを養殖する生簀から500m離れた方がより好ましい。</p>	

2.1.2	<p>指標: 対照区と比較して検出される養殖事業による影響の許容範囲の外縁部における有害な大型底生動物相の存在</p> <p>要件: 対照区と比較してAZEの外縁部における有害な大型底生動物相に有意な差がないこと</p> <p>適用範囲: 脚注2の記した場合を除く全ての養殖場。AZEをまだ規定していない養殖場については、ブリ・スギ類基準発行から3年以内とする。</p>	<p>a. AZEの境界とすべての底質採取地点のGPS座標を示す養殖場の地図を準備すること(2.1.1参照)</p> <p>b. 適切な底生動物の採取計画、手続き、要綱を組み立てるか、委託事業者が適切な採取計画、手続き、要綱を採用した証拠を提示すること</p> <p>c. 採取計画にそって底質試料を収集すること</p> <p>d. 全ての採取ポイントについて、底質試料の表在性および内在性要素について、全種の種レベルまでの識別とリストを含めて解析すること</p> <p>e. AZE外縁部と養殖場から遠く離れた影響を受けない対照区とで、存在する全動物種の割合を算出し、日和見の種と、富栄養化もしくは有害な生物指標とされる種の存在の有意差を検定すること(信頼区間95%)</p> <p>f. その他. 具体的に記入</p>	<p>2.1.1と同じ地点で測定した。</p> <p>アクアファーム: 毎年10月、11月がバイオマス量が最大となる。試験区、対照区で、2017年9月20日に、それぞれ3回サンプルを採取して分析した。外部専門機関に委託し、種レベルまでの同定を行った。日和見の種、富栄養化もしくは有害な生物指標の種は5種見られた。うち1種で、有意差傾向が見られた種があったため、11月6日に再度測定を行った結果、有意差はないことが確認された。</p>	適合		
判定基準2.2 操業場所および周辺の水質						
2.2.1	<p>指標: AZE内外の水中の濁度レベル</p> <p>要件: AZE周縁部における水中の濁度レベルが対照区と比較して有意な差がないこと</p> <p>適用範囲: すべて</p>	<p>a. 採取地点を示した詳細図と詳しい手法とともに、適切かつ詳細な濁度モニタリング手順を考案すること</p> <p>b. AZEの周縁部ならびに養殖場から遠く離れた影響を受けない対照区において、最初のうちは毎月濁度を測定し記録すること</p> <p>c. AZE周縁部と1か所以上の潜在的な養殖場の影響を受けない遠い対照区とで、統計的有意差(信頼区間95%)について濁度データの解析を行うこと</p> <p>d. 初回12か月の濁度モニタリングについて統計的分析結果を提示すること</p> <p>e. 年一回のモニタリング手順を実行すること</p> <p>f. その他. 具体的に記入</p>	<p>アクアファーム: 「透明度計測方法」を作成した。機械を使い測定している。2016年12月6日からほぼ毎日測定している。月初のデータをt検定で分析した結果、有意差は見られなかった。</p>	適合		
2.2.2	<p>指標: AZE内外の水中のアンモニアレベル</p> <p>要件: AZE周縁部における水中の濁度レベルが対照区と比較して有意な差がないこと</p> <p>適用範囲: すべて</p>	<p>a. 採取地点を示した詳細図と詳しい手法とともに、適切かつ詳細なアンモニアモニタリング手順を考案すること。モニタリング作業は影響の規模や範囲に対し適切でなければならない。仮に養殖場が年間にわたって影響が小さいことを証明できる場合、以後は高頻度でモニタリングを行う必要はない。</p> <p>b. AZEの周縁部ならびに養殖場から遠く離れた影響を受けない対照区において、最初のうちは毎月アンモニアを測定し記録すること</p> <p>c. AZE周縁部と1か所以上の潜在的な養殖場の影響を受けない遠い対照区とで、統計的有意差(信頼区間95%)についてアンモニアデータの解析を行うこと</p> <p>d. 初回12か月のアンモニアモニタリングについて統計的分析結果を提示すること</p> <p>e. 年一回のモニタリング手順を実行すること</p> <p>f. その他. 具体的に記入</p>	<p>アクアファーム: 「アンモニア測定方法」を作成した。2017年1月6日から月1回測定を開始した。専門機関に2016年7月12日採取の海水で分析を依頼。試験区、対照区とも0.1mg/L以下の検出限界以下だった。その後は毎月バックテストで測定し、0.2mg/L以下の検出限界以下のみだったため、有意差はなかった。今後も毎月バックテストで測定し、年1回は詳細に確認するため専門機関に依頼する予定。</p>	適合		

判定基準2.3 絶滅危惧種や脆弱な自然環境との相互作用						
2.3.1	<p>指標：養殖場の生物多様性や生態系への潜在的影響評価が少なくとも以下の項目を含んでいることの証拠。a) 絶滅危惧種、脆弱な自然環境、保護区(種)との近接性の評価、b) 影響を受けるであろう環境や種について、養殖場が生物多様性に影響すると思われる潜在的影響の記述、c) 養殖場がもたらすと考えられる影響に関し、削減もしくは最小化するための原稿プロジェクトおよび将来の計画</p> <p>要件：必要。</p> <p>適用範囲：すべて</p>	<p>a. 評価対象となる養殖場に関連した影響によるリスクを受けるかもしれない生物多様性や生態系に関し、養殖場の存在が可能とする資料を収集すること。モニタリング作業は影響の規模や範囲に対し適切でなければならぬ。仮に養殖場が年間にわたって影響が小さいことを証明できる場合、以後は高頻度でモニタリングを行う必要はない。</p> <p>b. 絶滅危惧種、脆弱な自然環境または保護区(種)に対する養殖場の潜在的な影響に関する詳細なリスク評価を完了させること。それらの種や自然環境に対する影響を最小限または削減するために設計された養殖場が実行している戦略とプロジェクトを記載すること</p> <p>c. 絶滅危惧種、脆弱な自然環境または保護区(種)に対する相互作用や影響の度合いを確かめる個別の証拠を収集すること。証拠は関係者の発言を含むこと</p> <p>d. その他、具体的に記入</p>	<p>アクアファーム：佐伯市の第一次自然環境調査報告書(2012年)、第二次調査報告書(2015年)がある。また佐伯市の天然記念物リストがあるが、該当するものは当地域には存在しない。養殖は平成3年から開始されている。大分県のレッドデータブックがある。魚類も挙げられている。しかし、養殖場周辺では確認されていない。2016年7月14日に、大分県漁協上浦支店から、絶滅危惧種や保護区画に影響を与えていないという証言を得ている。リスク評価結果を文書に残すことが望ましい。</p>	適合	<p>【観察事項】 アクアファームでは、絶滅危惧種、脆弱な自然環境または保護区(種)に対する養殖場の潜在的な影響に関するリスク評価結果を文書化することが望ましい。</p>	
2.3.2	<p>指標：法的に指定された保護区における養殖場の設置</p> <p>要件：不可</p> <p>適用範囲：すべて</p>	<p>a. 周辺の法的保護区を含めた養殖場の位置を示す地図を提示すること</p> <p>b. 養殖場が法的保護区に位置する場合、養殖場が適用除外を認められるかを判断するために指標2.3.2aの適用範囲を確認すること。適用可の場合、認証機関に連絡し、証拠書類を提示すること</p> <p>c. 指定された公園、保護区の利用制限または国の保護区域の運営や保全状態に対し、養殖場が対立や干渉を与えていないことを示すこと</p> <p>d. その他、具体的に記入</p>	<p>アクアファーム：水産資源保護法に基づく保護水面に指定された場所が、一部漁場区画と重なっている。保護水面ですべての海産動植物の採捕が禁止されている。保護区内の養殖場については区画漁業権の免許が与えられており、2016年7月14日付で大分県漁協上浦支店からも保護区に影響を与えるものではないという書面を得ている。事務所のある陸域が第3種特別地域、海面は日豊海岸国定公園の普通地域に指定されているが、漁業に対する規制はない。指定区域の図面を準備した。大分県漁協上浦支店より、管理及び増殖施策の内容に抵触することなく、対立や干渉を与えていないことの証言を書面で得ている。</p>	適合		
判定基準2.4 捕食動物を含む野生生物との相互関係						
2.4.1	<p>指標：音響忌避装置の使用</p> <p>要件：不可</p> <p>適用範囲：すべて</p>	<p>a. 海洋性の害虫あるいは捕食動物の管理のための音響忌避装置(ADD/AHD)の不使用を管理方針として約束する旨の宣誓書を用意すること</p> <p>b. 養殖場で音響忌避装置が使用されていないことを示す証拠書類を整理しておくこと(例：捕食動物や害虫管理の手続きと実行に関する証拠)</p> <p>d. その他、具体的に記入</p>	<p>アクアファーム：音響忌避装置は使用していない。2016年4月1日付で、音響忌避装置を使用しないことの宣誓書を作成している。社員及び地域住民からも使用しているという話はなかった。現場でも確認されなかった。</p>	適合		

2.4.2	<p>指標：養殖場のリース区域および近接域における養殖の作業工程や作業員など関連事項による絶滅危惧種の死亡数 要件：0件 適用範囲：すべて</p>	<p>a. 養殖場のリース区域およびその周辺域で確認される絶滅危惧種のリストを提示すること b. 養殖場が生物多様性や周辺の生態系に与える影響に関する書類記録を作成すること。相互作用とその結果の種と環境、場所と時間について詳細に記述すること c. 防除管理が必要な捕食動物と害虫のリストを作成すること。許可された軽減・管理手続きを明記し、記録し続けること d. すべての死亡事故について、種と発生日時を記録すること e. その他。具体的に記入</p>	<p>アクアファーム：絶滅危惧種はこれまで確認されていない。</p>	適合		
2.4.3	<p>指標：（絶滅危惧種に該当しない）捕食動物を殺駆除するに先立ち、下記の手順を踏んだことを示す書類： 1. 事前に殺駆除以外の代替手段が模索されたこと 2. 養殖場管理者の上職にあたる上級管理者からの許可を得たこと 要件：必要（ただし、人の安全に緊急の危険が及ばない範囲において） 適用範囲：すべて</p>	<p>a. 捕食動物の殺駆除に先立ち行われる手順を記載した企業書類を提示すること b. 捕食動物の管理に関する企業手順に忠実であることが確認できる捕食動物の防除管理を行った記録リストを保持すること d. その他。具体的に記入</p>	<p>アクアファーム：サメが時折みられるが、金網なので、駆除の必要性はない。職員の生命を脅かす、または養殖場に危害を加えることがない限り、野生鳥獣の殺駆除を行わないことの宣誓書がある。2017年4月1日付。この中で、万が一殺駆除が必要になった際の手順も記載されている。殺駆除は行っていない。</p>	適合		
2.4.4	<p>指標：養殖場における捕食動物の殺駆除に関する情報が、 1. 適切な監督官庁に報告されている 2. 容易に情報検索できる 要件：必要 適用範囲：すべて</p>	<p>a. 捕食動物の殺駆除管理の実行の詳細が適切な（もともと関係のある）行政監督官庁に報告されていることを示すこと b. 捕食動物の殺駆除管理の実行の詳細が一般に公開可能であることを示すこと c. その他。具体的に記入</p>	<p>アクアファーム：殺駆除は行っていない。</p>	適合		
2.4.5	<p>指標：養殖場における過去2年間の野生動物の最大死亡件数 要件：鳥類4件、サメ類2件、海棲ほ乳類1件 適用範囲：すべて</p>	<p>a. 死亡事故の記録を最低2年間保持すること。初回監査では6か月以上（6<）のデータが必要 b. 過去2年間の種ごと種群ごとに死亡事故の総数を計算すること（例：サメ類、鳥類、海棲ほ乳類） c. 死亡した生物が何らかの個体群の回復を妨げているとする根拠が明白で公開されている研究資料を養殖場が提示できれば、本判定基準の要件の適用除外となりうる d. その他。具体的に記入</p>	<p>アクアファーム：2016年4月1日から使用を開始した野生動物の死亡事故リストがある。2016年6月3日にトンビ1羽が給餌船に自ら衝突して死亡した記録がある。これ以降は野生動物の死亡事故はない。</p>	適合		

2.4.6	<p>指標: いかなる野生動物の死亡事故の事例であっても、その死亡事故の発生率についての評価、ならびに将来の発生リスク削減のための養殖場が行う具体的作業工程についての書類</p> <p>要件: 必要</p> <p>適用範囲: すべて</p>	<p>a. 死亡事故の書面による確認を行い、必要に応じてリスク評価と手順の見直しを行う(2.3.1参照)</p> <p>b. 殺駆除の必要性を削減する視点で、捕食動物の管理手順の見直しを通じて示すこと</p> <p>c. その他、具体的に記入</p>	<p>アクアファーム: トンビが自ら停船している船に衝突して死亡した事故であり、それ以外起こっていないため、特に対策は必要ないと判断している。社員、地域住民からも殺駆除を行っているという話はなかった。</p>	適合		
<p>原則3: 天然個体群の健康および運送的健全性の保護 判定基準3.1 外来種の養殖</p>						
3.1.1	<p>指標: 外来種の養殖</p> <p>要件: 不可。ただしASCプリ・スギ類基準の初回発行時に当該地域でその種の商業的養殖が展開されている、もしくは完全な閉鎖しきり陸上養殖での脱走や天然個体群への病害虫の伝播の危険性が非常に低い場合を除く</p> <p>適用範囲: すべて</p>	<p>a. 養殖場は在来種のみを生産していると認証機関に対し示すこと、または</p> <p>b. 外来種の場合、2015年のプリ・スギ類の発行以前から当該種がその国や地域で商業的に法律に従い栽培されていることを示す証明可能な証拠を提示すること、または</p> <p>c. 養殖場が3.1.1b)に関する証拠を提示できない場合、生産システムが自然環境に対し閉鎖的であることを示す証拠を提示すること。 1) 外来種が効果的な物理的隔壁により天然魚と隔離されておりかつ管理が行き届いていること、 2) 飼育魚の脱走個体が生残し再生産することのない隔壁が整備されていること、 3) 自然環境に排水される前に処理(例: 紫外線やその他の効果的処置)することにより、生残し再生産する可能性がある生物体が漏洩することのない隔壁が整備されていること</p> <p>d. その他、具体的に記入</p>	<p>アクアファーム: プリは在来種である。図鑑の記載などにより明確である。</p>	適合		
<p>判定基準3.2 遺伝子組み換え種の導入</p>						
3.2.1	<p>指標: 養殖場における遺伝子組み換えをした魚の使用</p> <p>要件: 不可</p> <p>適用範囲: すべて</p>	<p>a. 養殖場が遺伝子組み換えした種苗を使用しないとする宣誓書を作成すること</p> <p>b. 活け込み日、種苗業者の詳細、購入先の担当者を含むすべての栽培種苗の起源に関する記録を保持すること</p> <p>c. 種苗の購入記録、起源に関する書類に、遺伝的状態および遺伝子組み換えの有無を明解に示していること</p> <p>d. その他、具体的に記入</p>	<p>アクアファーム: 現在は天然種苗のみを使用している。遺伝子組み換えの種苗の育成を行わないことの宣誓書を、2016年4月1日付で作成している。毎年種苗履歴書がある。2017年6月4日付の記録を確認した。採取地は高知県、採捕時期が3月20日から5月12日など、種苗業者から提出されている。モジャコ積込表がシステム上で保管されており、出荷元、船名、出荷先(アクアファーム)、出荷日、到着日、尾数(重量当たりの計算尾数)が明記されている。</p>	適合		

判定基準3.3 脱走					
3.3.1	指標：全ての魚種について、操業は脱走魚の管理に関する計画を策定し、厳格な生け簀の補修管理手順と頻繁な巡回を行うこと 要件：必要 適用範囲：すべて	a. 種苗の脱走防止と詳細な養殖場の生産工程リスク評価を含む管理計画を策定し、初回監査前に認証機関に提出すること。計画は設備の管理と巡回頻度をはじめとし、どのような管理手順が脱走防止の点で必要かつ重要なのかについて明確に記載すること	アクアファーム：「養殖場管理計画」2016年4月1日付で作成した。金網破損、台風破損、分養、受入（金網のサイズ）、天井網のリスクが挙げられている。 金網メーカーから8年使用可能だが、当漁場では最長7年で交換することの安全保障文書を得ている。 金網は1年に1回程度、メーカーにより点検がなされている。直近では2017年10月4日に実施された。潜水による目視、および防蝕電位の測定が行われている。 洗網記録があり、異常があれば記録している。 斃死回収時にダイバーによる目視でも確認している。最低1週間に1回は潜水する。その際にも確認している。 32mmと40mmの網を使用している。毎月1回魚体の全長の測定をしており、網目を通ることがないか目通しの作業を行って、全量抜けなければ生簀替えをする。また、全長と網目サイズの換算表がある。 2017年11月24日現在の生簀の配置図がある。これは日常的に更新される。生簀には固有の生簀番号および資産番号が打たれている。また製造月も記録されている。 脱走防止のための天井網を張っている。 食害動物はいない。 最低月1回は網を洗浄しながらカメラで確認する。潜水は多くて毎日、少なくとも週1回行っている。網洗浄の記録がある。 2017年10月11日に研修を実施した。参加者記録がある。該当する社員は全員参加した。	適合	
		b. 養殖場が開放的な網生け簀で栽培を行っている場合、計画(3.3.1a)には以下の項目を確実に含めること： - 脱走を最小化する点で重要かつ必要な項目を明記すること - 以下を確認するための明確な手続きを設定すること ・ 網の強度テスト ・ 適切な網目サイズの使用 ・ 網のトレーサビリティ ・ システムの堅牢性 ・ 食害動物の管理 ・ 記録保持 ・ リスク要因となる事象の報告（例：網の裂け目、インフラの問題、処理のミス） ・ 上記の項目全てを網羅する従業員研修 ・ 脱走防止および計測技術に関する従業員研修			
		c. 養殖場が閉鎖的なシステムで栽培を行っている場合、計画(3.3.1a)には以下の項目を確実に含めること： - 脱走を最小化する点で重要かつ必要な項目を明記すること - 以下を確認するための明確な手続きを設定すること ・ システムの堅牢性 ・ 食害動物の管理 ・ 記録保持 ・ リスク要因となる事象の報告（例：穴、インフラの問題、処理のミス） ・ 上記の項目全てを網羅する従業員研修 ・ 脱走防止および計測技術に関する従業員研修			
		d. 計画で決められたとおりに記録を保持すること			
		e. 脱走防止計画と管理に関する従業員研修を養殖場の計画通りに実施すること			
	g. その他。具体的に記入				

<p>3.3.2</p>	<p>指標：操業には養殖魚の脱走および個体数の計測に関する詳細な記録をとり、それを保持すること。これには、網の裂け目、推定脱走数、活け込み数と回収数の比が含まれる。</p> <p>要件：必要</p> <p>適用範囲：すべて</p>	<p>a. 死亡数、活け込み数、収穫数(回収尾数)および脱走事故の詳細および想定される脱走数(網の裂け目を通った個体)に関する記録を保持すること</p> <p>b. 直近の完了した生産サイクルに関して、上記の手引きの記述に従い記録のない種苗の脱走数を算定すること。初回監査時は、養殖場は計算法と現行の生産サイクルの収穫後に記録のない損失数を公表する要件があることを理解している旨を示すこと</p> <p>c. 3.3.2bの結果を公開すること。すべての生産サイクルについて、いつ、どこで(例:会社のウェブサイトへアップされた日時)記録が公開されたかの記録を保持すること</p> <p>d. その他。具体的に記入</p>	<p>アクアファーム：生簀ごとの仕込尾数、カウント数、移動数、死亡数が記録されている。仕込尾数はモジャコの概算なので、ワクチン接種時には多くカウントされることもある。 ワクチン接種時、生簀替えの際にカウントする。 生簀替えの時は不明の減少数が出る。カウント誤差、斃死してなくなった数などが考えられる。またカウンターが不調な時もあり、その際には次回再度計測することとしている。同時に金網の点検も行っており、脱走していないことを確認している。 台風でも金網が壊れることはなく、少なくとも10年は脱走事例はない。カウントは目視でカウンターで行っているが、これまでの経験上大きな誤差はない。 もし脱走が起こった場合は、マルハニチロの増養殖事業部のホームページ「よかとと」で公開する予定。</p>	<p>軽微な不適合</p>	<p>アクアファームでは、もし脱走が起こった場合の公開手順が明確になっていなかった。</p>	
<p>3.3.3</p>	<p>指標：地域由来ではない選抜育種種苗または非選抜育種種苗の場合、または地域由来ではない天然種苗の場合、2年間で30%の脱走事故が3回以上発生すること</p> <p>要件：不要</p> <p>適用範囲：すべて</p>	<p>a. 栽培中の種苗が選抜育種か、非選抜育種だが地域由来の種苗ではない、または地域で採捕されていない天然稚魚かについて確認すること。どれにも当てはまらない場合、要件3.3.3b～dは適用されない</p> <p>b. 必要に応じて、発生したまたは発生が疑われる脱走の全事案について、日付と原因を特定し、脱走個体数を推定し、モニタリング記録を保持すること</p> <p>c. 必要に応じて、直近の生産サイクルの全ストックの脱走数(発生回数と個体数)を集計すること</p> <p>d. 必要に応じて、3.3.3aのモニタリング記録を、養殖場が最初に認証を受けた生産サイクルから10年以上保持すること</p> <p>e. その他。具体的に記入</p>	<p>アクアファーム：地域由来の非選抜の天然種苗なので、該当しない。</p>	<p>該当しない</p>		
<p>3.3.4</p>	<p>指標：ブリ・スギ類養殖における全ての脱走事故は関連する官庁に報告可能であること</p> <p>要件：必要</p> <p>適用範囲：すべて</p>	<p>a. 脱走に関し、推測も含め全ての事案の詳細について書類を作成すること。報告できる脱走の詳細と3.3.2bの結果を監督官庁に対し公表すること</p> <p>c. その他。具体的に記入</p>	<p>アクアファーム：脱走を監督官庁に報告する仕組みはない。 台風など大被害があったときには、被害状況の問い合わせが県や漁協からあることがある。</p>	<p>適合</p>		

判定基準3.4 種苗の調達					
3.4.1	指標: 購入もしくは採捕した天然稚魚が、公的な漁業アセスメント(例: FishSource)を実施している漁業またはISEAL準拠の持続可能な漁業認証システムに向けて信頼のある漁業改善プロセス(FIP)にある 要件: 必要 適用範囲: すべて	a. 種苗を採捕した供給元となる漁業の詳細を提示すること。天然種苗の起源を証明する発注書、請求書、配達記録等を含む裏付けとなる書類を提示すること	アクアファーム: 各モジャコ採捕業者に対する、高知県のモジャコ漁業許可証を確認している。また中央水産研究所による平成27年度の資源評価報告書があり、2010~2014年で資源量は増加していると評価されている。フィッシュソーススコアを確認し、2017年11月現在のバイオマススコアが8以上であることを確認した。ウェブページを印刷して保管している。現状では漁業改善プロセスに取り組んでいる漁業は存在しないが、資源量は増加傾向にあると評価されており、フィッシュソーススコアも高いため、問題ないと判断する。	適合	
		b. 天然種苗の漁業に関するFishSource評価またはMSC認証の証拠を提示すること。FishSource評価またはMSC認証が利用可能ではない場合、3.4.1c)に進むこと			
		c. 天然稚魚の調達元である漁業がISEAL準拠の持続可能な漁業認証システムに向けて信頼のある漁業改善プロセスにあることを監査チームに示すこと			
		d. その他.具体的に記入			
3.4.2	指標: 購入もしくは採捕した天然稚魚の供給源までのトレーサビリティ 要件: 必要 適用範囲: すべて	a. ふ化場または種苗を採捕した供給元となる漁業の詳細を提示すること。天然種苗の起源を証明する発注書、請求書、配達記録等を含む裏付けとなる書類を提示すること。	アクアファーム: モジャコ購入時の請求書(2017年6月5日付)がある。	適合	
		c. その他.具体的に記入			
原則4: 自然環境の保全上、効率的かつ責任ある手法での資源利用					
判定基準4.1 飼料の海産原料のトレーサビリティと透明性					
4.1.1	指標: 飼料メーカーによる魚粉・魚油のトレーサビリティを示す書類の提示 要件: 必要 適用範囲: すべて	a. 問い合わせ先、購入・配達記録など全ての飼料販売業者および購入に関する詳細な記録を保持すること	アクアファーム: 飼料会社2社、飼料運送会社1社の問い合わせ先がある。マルハニチロの養魚飼料課が購入し、そこからアクアファームに請求される。マルハニチロからの2017年9月30日付請求書を確認し、飼料名、数量が明記されていることを確認した。また飼料会社からアクアファームへの2017年9月28日付納品書、運送会社への10月7日の出庫依頼書を確認した。 2017年4月1日付で各飼料会社にASC要件を書面で通知した。飼料会社A社はISO9001、B社はISO22000の認証を受けている。A社の2016年11月のサーベイランスの報告書を確認した。B社の監査報告書はまだ受領していない。2018年4月以降に受領する予定である。2社からはトレーサビリティが確保されている旨の証言を書面でそれぞれ2016年5月22日、2017年11月20日に得ている。	軽微な不適合	飼料会社B社のISO22000の監査報告書はまだ提出されていない。2018年4月以降に提出される予定。
		b. 各飼料メーカー(および販売業者)に飼料製造に付随するASC要件を書面で知らせ、ASCプリ・スギ類基準の写しを送付すること			
		c. 養殖場に供給している各飼料メーカーに関し、独立した第三者機関によるメーカーの監査が最近完了していることを確認すること。ただしそれは飼料投入のトレーサビリティ評価を含むISEAL適合基準に対するものであること。直近の監査報告書の写しを、飼料メーカーごとに入手すること			
		d. プリ・スギ類飼料の製造に使用される全ての魚粉と魚油のトレーサビリティを会社として保証する旨の飼料メーカーならびに販売業者からの証言を入手すること			
		f. その他.具体的に記入			

判定基準4.2 飼料の効率化と最適化					
4.2.1	<p>指標: a) プリ類のFFDR(Forage Fish Dependency Ratio)の魚粉(FFDRm)と魚油(FFDRo)(別紙1の計算式を参照) ヒレナガカンパチ(Seriola rivoliana)、カンパチ(S. dumerilii)ブリノハマチ(S. quinquerediata) b) スギのFFDR(別紙1の計算式を参照)</p> <p>要件: a) ヒレナガカンパチ・カンパチ[16] FFDRm ≤ 2.9、FFDRo ≤ 2.9 ブリノハマチ FFDRm ≤ 6.0、FFDRo ≤ 7.0(現在) FFDRm ≤ 4.8、FFDRo ≤ 5.0(3年) FFDRm ≤ 2.9、FFDRo ≤ 2.9(6年) b) スギ FFDRm ≤ 6.0、FFDRo ≤ 6.0(現在) FFDRm ≤ 4.8、FFDRo ≤ 4.0(3年) FFDRm ≤ 2.9、FFDRo ≤ 2.9(6年)</p> <p>適用範囲:すべて</p>	<p>a. 以下の項目を含む使用している飼料の詳細な目録を保持すること ・各配合組成の使用量(kg) ・使用した各配合飼料に含まれる魚粉と魚油の含有率(%) ・使用した各数式での魚粉と魚油の供給源(漁業) ・各配合組成中の副産物由来の魚粉と魚油の配合率(%) ・裏付け資料と飼料販売業者による署名入り宣誓書</p>	<p>飼料の詳細は飼料会社が保持している。アクアファームでは2社の飼料会社から購入している。飼料の詳細は機密情報のため、個別にアマタに提示された。</p> <p>飼料の種類ごとの魚粉、魚油の割合が出されている。 飼料会社は原料購入の際に魚種証明を仕入先から得ている。そのため魚粉と魚油の供給源となる漁業は明確に記録されている。 副産物由来の魚粉と魚油の配合率が記録されている。 表示票(原料の配合割合を記載、飼料袋に添付)を飼料種類ごとに発行している。また安全証明書または品質証明書(原料の産地を記載、社判入り)を発行している。現在使用している資料の表示票、および証明書類を確認した。 副産物は除外して計算している。</p> <p>アクアファームでASC対象魚に対するeFCRが計算された。 計算の結果、全体を合計した数値から算出したFFDRm、FFDRoとも現在のプリの基準値を十分下回っていた。FFDRoの計算式の分母には魚油の歩留まりの証明書に基づき7を用いた。魚粉は副産物由来の原料を多く使用していたためFFDRmは数値が低かった。計算結果を確認した。</p>	適合	
		<p>b. FFDRmおよびDDFRoの計算に際し、水産副産物から精製した魚粉や魚油を除くこと(例:別紙1の手引きで詳しく記載しているような食糧消費向けの漁業からの残さ)</p>			
		<p>c. 別紙1の数式を用いてeFCRを算定すること</p>			
		<p>d. 別紙1の数式を用いてFFDRmならびにFFDRoを算定すること</p>			
		<p>e. その他.具体的に記入</p>			
4.2.2	<p>指標: 生餌およびモイストペレットの使用</p> <p>要件: 養殖場が位置する同一の生態系から調達すること</p> <p>適用範囲:すべて</p>	<p>a. 養殖場で使用している生餌およびモイストペレットの記録、魚の産地、漁獲海域に関する記録を保持すること</p>	<p>アクアファーム:これまで使用しておらず、ASC対象魚には今後も使用しない。</p>	適合	
		<p>b. その他.具体的に記入</p>			
判定基準4.3 海産原材料の責任ある調達					
4.3.1	<p>指標: 飼料に使われる魚粉または魚油の90%以上は、ISEALメンバーで生態学的持続可能性を推進する枠組みによる認証漁業由来であること</p> <p>要件: ASCプリ・スギ類基準発行日から5年以内</p> <p>適用範囲:すべて</p>	<p>a. ISEALメンバーである認証制度の認証を得た飼料メーカーで使用している魚粉と魚油の相対量を示す書類を入手すること</p>	<p>アクアファーム:現在、世界的にISEALメンバー認証制度からの魚粉調達は不可能である。 2016年4月1日付で、ISEALメンバーの基準に従い認証された漁業からの魚粉と魚油を含む飼料をできる限り調達することを「宣誓書」に含めている。 プリ・スギ類基準の発行から5年未満のため該当しない。</p>	該当しない	
		<p>b. ISEALメンバーの基準に従い認証された漁業からの魚粉と魚油を含む飼料を調達に対する養殖場の決意を示す書類を用意すること</p>			
		<p>c. プリ・スギ類基準の発行から5年以上経った監査では、飼料中の魚粉または魚油の90%以上は、ISEALメンバーである認証制度の認証を得た漁業由来とする要件を確認できる書類を提示すること</p>			
		<p>d. その他.具体的に記入</p>			

<p>4.3.2</p>	<p>指標: 4.3.1の達成に先立ち、飼料に使われている魚粉と魚油のFishSourceスコアが6点以上、ただしバイオマスに関しては8点以上であるか、信頼のある、期間設定された漁業改善プロジェクト(FIP)に取り組んでいる証拠を示すこと</p> <p>要件: 飼料に使われる魚粉と魚油の80%以上が(副産物由来の魚粉および魚油を除く)がこの判定基準を満たすこと</p> <p>適用範囲:すべて</p>	<p>a. 飼料メーカーならびに必要なに応じて販売業者から 飼料製造に使用した魚粉と魚油の80%以上がFishSource評価を個別に確認することまたは</p> <p>b. 特定の魚粉や魚油原料について、FishSource評価が無い場合、魚粉や魚油の販売業者に対し信頼のあるFIPに取り組むよう働きかけた証拠を取りまとめること</p> <p>c. その他。具体的に記入</p>	<p>副産物由来の原料とフィッシュソーススコアが6点以上の原料を合計すると100%となる。 副産物以外は、すべてフィッシュソーススコアが確認できている。</p>	<p>適合</p>		
<p>4.3.3</p>	<p>指標: IUCNレッドリストに含まれる絶滅危惧種1A類、1B類、2類に該当する魚種の副産物または残さ由来の魚粉または魚油を原料とした飼料の使用</p> <p>要件: 不可</p> <p>適用範囲:すべて</p>	<p>a. 副産物および残さ由来する全ての魚粉魚油についてその供給源となる漁業のリストをまとめ保持すること。4.2.1aの情報と一致すること</p> <p>b. 飼料メーカーならびに必要なに応じて販売業者から、IUCNレッドリストの絶滅危惧種1A類、1B類および2類に分類される魚種由来の魚粉および魚種が含まれていない旨の証言を入手すること</p> <p>c. 飼料メーカーならびに必要なに応じて販売業者から、魚粉と魚油がIUCNのレッドリストの絶滅危惧種1A類、1B類、2類に分類される種由来ではないとする宣誓書ならびにその確認方法の根拠(例:他の認証制度または個別の監査)を入手すること</p> <p>d. その他。具体的に記入</p>	<p>すべて飼料原料サプライヤーからの魚種証明があり、副産物の起源が明確になっている。 飼料会社A社では、飼料会社の経営理念に持続的な養殖魚の推進を謳っている。また飼料原料のサプライヤーに対しサプライヤー行動規範にサインしてもらっており、その中に絶滅危惧種を含めないことという項目が含まれている。 飼料会社B社では、各原料供給者から、絶滅危惧種が原料に含まれていない旨の証明書を個別に得ている。 絶滅危惧種は使用されていない。</p>	<p>適合</p>		
<p>4.3.4</p>	<p>指標: 同属由来の飼料原料</p> <p>要件: 不可</p> <p>適用範囲:すべて</p>	<p>a. 飼料メーカーならびに必要なに応じて販売業者から、魚粉と魚油が養殖種と同属の魚種由来ではないとする証言を得ること</p> <p>b. 飼料メーカーが養殖対象とする魚種と同属を餌料原料として利用していないことを確認できる作業手順に関する証拠書類を入手すること。使用される可能性があるすべての魚粉と魚油(雑魚、廃棄、残さ、副産物を含む)を含めること</p> <p>c. その他。具体的に記入</p>	<p>表示票(原料の配合割合を記載、飼料袋に添付)を飼料種類ごとに発行している。また安全証明書または品質証明書(原料の産地を記載、社判入り)を発行している。現在使用している資料の表示票、および証明書類を確認した。これらにより同属の魚種由来の原料が含まれていないことが明確になっている。</p>	<p>適合</p>		

判定基準4.4 飼料中の非海産原料の責任ある調達					
4.4.1	<p>指標: 飼料メーカーの、国際的に認知された作物栽培一時停止令ならびに地域法令に従ったトレーサビリティと責任ある原料調達方針に関する書類</p> <p>要件: 必要</p> <p>適用範囲: すべて</p>	<p>a. 問い合わせ先、購入・配達記録など全ての飼料販売業者および購入に関する詳細な記録を保持すること</p> <p>b. 各飼料メーカー(および販売業者)に飼料製造と供給に関するトレーサビリティと責任調達に付随するASC要件を書面で知らせること</p> <p>c. 養殖場が使用する各飼料メーカーについて、独立の第三者の認証機関による、飼料材料のトレーサビリティ評価を含むメーカーの監査が最近完了したことを確認すること。各飼料メーカーの直近の監査報告書の写しを入手すること</p> <p>d. その他。具体的に記入</p>	<p>アクアファーム: 飼料会社2社、飼料運送会社1社の問い合わせ先がある。マルハニチロの養魚飼料課が購入し、そこからアクアファームに請求される。マルハニチロからの2017年9月30日付請求書を確認し、飼料名、数量が明記されていることを確認した。また飼料会社からアクアファームへの2017年9月28日付納品書、運送会社への10月7日の出庫依頼書を確認した。</p> <p>2017年4月1日付で各飼料会社にASC要件を書面で通知した。飼料会社A社はISO9001、B社はISO22000の認証を受けている。A社の2016年11月のサーベイランスの報告書を確認した。B社の監査報告書は受領していない。2018年4月以降に受領する予定である。2社からはトレーサビリティが確保されている旨の証言を書面でそれぞれ2016年5月22日、2017年11月20日に得ている。</p> <p>A社では原料サプライヤーに署名を求めるサプライヤー行動規範に、「農地拡大および森林破壊」に関する項目を含めている。これにサインをもらうことでサプライヤーから国際的な作物栽培一時停止令に該当する原料が供給されない仕組みを構築している。</p> <p>B社では各原料サプライヤーから原産地の証明書を受領している。国際的な作物栽培一時停止令に該当する原料は含まれていない。</p>	適合	
4.4.2	<p>指標: 遺伝子組み換え作物原料、遺伝子を改変した作物の飼料中の使用に関する書類の提示</p> <p>要件: 必要</p> <p>適用範囲: すべて</p>	<p>a. 飼料販売業者から遺伝子組み換え作物原料、遺伝子を改変した作物の飼料中の使用の詳細に関する証言を入手すること。この要件は飼料に遺伝子組み換え材料を含むか含まないかを知ることであり、反対であることを主張するものではない。</p> <p>b. 販売先に対し飼料に使用している遺伝子組み換え・遺伝子改変した植物原料のリストを公開し、この公開に関する証拠書類を保持すること。初回監査については、養殖場は監査日の6か月より前に記録を公開していること</p> <p>c. その他。具体的に記入</p>	<p>アクアファーム: 植物原料は非遺伝子組み換え原料を厳密に分別したものは存在しておらず、不分別またはある程度の混入の可能性のある原料が使用されていることが、飼料メーカーからの回答、および飼料の品質証明書に記載されている。</p> <p>販売先への開示はまだ行っていない。ホームページで公開する予定。</p>	軽微な不適合	飼料中の遺伝子組み換え不分別の原料リストを販売先に公開していなかった。
4.4.3	<p>指標: 非海産原料に関し、環境および社会的持続可能性について取り組んでいるISEALメンバーの認証スキームによって認証されたものの使用率</p> <p>要件: 大豆とパーム油に関しASCブリ・スギ類基準の発行から5年以内に80%であること</p> <p>適用範囲: すべて</p>	<p>a. ISEALメンバーの認証制度の認証をうけた飼料製造に用いられる非海産原料の相対量を示す書類を入手すること</p> <p>b. 適合していない養殖場の場合、環境と社会的持続可能性について取り組んでいるISEALメンバーの認証基準に基づき認証された非海産原料を含む飼料を調達する養殖場の決意に関する宣誓書を用意すること</p> <p>c. ブリ・スギ類基準発行より5年以上経過した監査の場合、飼料に用いられる非海産原料の80%以上が環境と社会的持続可能性について取り組むISEALメンバーの認証由来であることを確認できる書類を提示すること</p> <p>d. その他。具体的に記入</p>	<p>現在、飼料会社はISEALメンバーの認証制度からの大豆由来原料は調達していない。パーム油は原料に使用していない。</p> <p>2016年4月1日付で、できる限り調達することを「宣誓書」に含めている。ブリ・スギ類基準の発行から5年未満のため該当しない。</p>	該当しない	

原則5: 養殖魚の健康と福祉の率先した管理、ならびに疾病の伝染リスクの最小化 判定基準5.1 天然資源に対する病害虫の伝播						
5.1.1	指標: 地域主体の管理制度 (Area-Based Management:ABM) への公式な参加表明 要件: 当該制度がある場合、疾病ならびに処置に対する耐性管理についてのABMへの参加 適用範囲: すべて	a. 養殖場のABMへの参加を示す記録ならびに制度の有効性に関する情報交換の記録を保持すること b. ABMが疾病および処置に対する耐性管理についてどのように調整しているかを記述した資料を認証機関に提出すること。例えば、活け込み、養殖休止、治療措置の調整や情報共有など。 c. 監査員がABMが範囲、枠組みへの最小出席率、構成員、調整要件の定義に準拠しているかを評価するに十分な資料を閲覧できるようにすること。 d. その他、具体的に記入	アクアファーム: ABMはそれぞれの地域には存在しない。ABMが存在しないため該当しない。	該当しない		
5.1.2	指標: 天然資源に対する害虫または寄生虫の潜在的な影響を測定するために、相互に同意された調査について、当該地域のNGO、研究者、行政機関と協働することの合意文書 要件: 必要 適用範囲: すべて	a. 天然個体群への影響評価の協働合意に関して、養殖場およびその子会社が外部関係者 (NGO、研究者、行政機関) とのやりとりを示す記録の保持すること。記録には、支援と協働の要請、要請に対する回答が含まれていること b. 5.1.2aの調査活動の実施に際し、資金面以外での支援いづれかを行うこと - 研究者に養殖現場のデータを提供すること - 養殖場まで直接アクセスできるようにすること - 調査活動をサポートすること c. 養殖場およびその子会社が、調査計画への協力要請を断る際には、提案を断る正当性を書面にて記録すること d. 養殖場が5.1.2aの調査活動を支援していることを示すために、協力した調査の記録データを保持すること e. その他、具体的に記入	アクアファーム: 2006年6月16日に大学と共同でブリ線虫検査を実施した。2016年3月に水産試験場からベコ病の調査依頼があり、2年連続で実施した。2017年4月より、水産総合研究センターと、ハダムシ耐性に関するブリ類ゲノム育種の共同研究中。そのほかにも、製薬メーカー等とハダムシに関する共同研究を実施した。南中九州・西四国水族防疫会議に毎年参加している。全ての面において協力していた。これまで協力要請を断った事例はない。	適合		
5.1.3	指標: 外部寄生虫の現場検査が結果も合わせて容易に閲覧できること 要件: 必要 (検査後7日以内に結果が公表されていること) 適用範囲: すべて	a. 外部寄生虫の年間検査スケジュールを準備すること b. 養殖現場における外部寄生虫の検査結果を保持すること。悪天候によりスケジュールを変更した場合、事象と根拠を書面で保持すること c. 外部寄生虫の検査法 (個体数の計測および識別を含むこと) を書面化しておくこと。検査法は国もしくは国際標準に従い、ランダムかつ必要最小限以上の回数のサンプリングを実施し、外部寄生虫の種およびライフステージの同定を行うこと。閉鎖式養殖で他の検査法 (ビデオ撮影など) を採用したい場合、養殖場は認証機関にその手法の詳細と有効性を説明すること。 d. 検査結果は7日以内に一般に公開 (会社のウェブサイト) にアップすること。必要な場合、関係者が報告書類を閲覧できるようにすること e. 検査結果がいつどこで公開されたかの記録を保持すること f. 検査結果を年1度以上ASCIに提出すること g. その他、具体的に記入	アクアファーム: 「2017年度 アクアファーム寄生虫調査スケジュール」を作成。月1回、30尾ずつ魚体重測定をしているため、その際にハダムシの調査を同時に行っている。これまで寄生虫は発見されていない。検査実施予定日と、実際の検査実施日が記録されている。今年度はスケジュール変更がなかったが、もし今後スケジュール変更が発生すれば、その理由も記載する。 「2017年度 アクアファーム寄生虫調査スケジュール」に検査方法が記載されている。目視でハダムシ、エラムシを確認する。今後ホームページで公開する予定。	軽微な不適合	アクアファームでは、外部寄生虫の検査結果を一般に公開する方法を作成していなかった。	

判定基準5.2 化学物質と治療					
5.2.1	<p>指標：地方行政の法律で禁止された治療措置、世界保健機関でヒト医薬品において非常に重要な抗生物質の使用</p> <p>要件：不可</p> <p>適用範囲：すべて</p>	<p>a. WHOのヒト医薬品における非常に重要な抗生物質の現在のバージョンを保持すること</p> <p>b. 魚類養殖において法律で禁止された治療薬リストならびに魚類養殖において法律で認可された治療薬リストを保持すること。</p> <p>c. 養殖場が現行の生産サイクルで、いずれかの魚に対してヒト医薬品における非常に重要な抗生物質または魚類養殖で禁止された治療薬を使用していた場合、監査実施に先立ち認証機関に通知すること</p> <p>d. 5.2.1cで使用が確認された場合、指標を順守している生産部分のみを認証するために、認証機関から5.2.1の要件に対する適用除外を申請すること。監査に先立ち、どの所有施設で処置し、養殖場がどのようにして収穫時および収穫後において処置し、個体を完全に追跡、分離したかなど治療の詳細を確かめるのに十分な記録を認証機関に提供すること。</p> <p>e. その他。具体的に記入</p>	<p>アクアファーム：WHOの抗生物質リストについて、2017年3月(2017年8月改定)の第20版の最新リストを保持していた。農水省の使用可能な薬品リストを準備している。「水産用医薬品の使用について」毎年更新される。平成29年1月31日版(第30報)を保管していた。「水産用医薬品 購入記録」で養殖場全体の購入量を記録している。2017年の購入記録を確認した。また「ASC対象魚 投薬管理表」で管理している。OTC、フロルフェニコール、ワクチンを使用した。</p>	適合	
5.2.2	<p>指標：化学的抗菌処理の予防的使用(プレバイオティクスまたはワクチン投与を除く)</p> <p>要件：不可</p> <p>適用範囲：すべて</p>	<p>a. 現行および先の生産サイクルにおける化学的抗菌剤の全購入記録を保持すること</p> <p>b. 薬品治療に関する全事例の詳細な記録を保持すること(5.2.1aおよび5.2.3も参照)</p> <p>c. 現行および先の生産サイクル期間中に使用した化学的抗菌剤による処方回数および総使用量を算出すること(5.2.9も参照)</p> <p>d. その他。具体的に記入</p>	<p>アクアファーム：「水産用医薬品 購入記録」で養殖場全体の購入量を記録している。2017年の購入記録を確認した。生簀ごとに「投薬管理表」で管理している。投薬の理由となった病名を記載している。病気の発生が見られた後使用している。投薬日、使用回数、使用量が記録されている。いずれの場合も予防的使用はなされていないことを記録で確認した。</p>	適合	
5.2.3	<p>指標：養殖場の指定獣医によって承認された包括的な魚の健康管理計画を有していること。それには、以下のいずれかを含むこと。a) 当該地域で危険があり、かつ効果的で商業的に利用可能なワクチンが存在する病気に対してのワクチン接種、b) 獣医が承認した魚の健康管理に関する代替計画</p> <p>要件：必要</p> <p>適用範囲：すべて</p>	<p>a. 病害虫の特定ならびにモニタリングに関する項目を含む魚類の健康管理計画を策定すること。この計画は養殖場のより包括的な計画書の一部としてもよい</p> <p>b. 魚類健康管理計画が以下のいずれかの手順を必須としているかを確認できるよう書類作成を実行すること 1) 当該地域で危険があり、かつ効果的で商業的に利用可能なワクチンが存在する病気に対してのワクチン接種 2) 獣医が承認した魚の健康管理に関する代替計画</p> <p>c. 養殖場の現行の魚類健康管理計画が養殖場の指定獣医のチェックを受け承認されていること</p> <p>d. 養殖場は魚体、卵、稚魚の移動、SPFステータスおよび検疫状態に関連した国際獣疫事務局(OIE)の規則に準拠していることを示すこと(http://www.oie.int/international-standard-setting/aquaticcode/access-online/ 参照)</p> <p>e. その他。具体的に記入</p>	<p>アクアファーム：2016年4月1日付でプリ健康管理計画を作成している。リスクのある魚病、ワクチン接種計画、魚病発症時の対策等が記載されている。ワクチンは水産試験場の承認を得て使用している。使用申請を出し、大分県から「水産用ワクチン使用指導書」(2017年6月9日)を受領して使用する。後日「水産用ワクチン使用結果報告書」を提出する。診療所の獣医師の承認を得ていた。海外からの種苗の移動はない。</p>	適合	

5.2.4	<p>指標：養殖現場における抗駆虫薬処理。ただし、淡水、ホルマリン、過酸化水素水を除く</p> <p>要件：不可</p> <p>適用範囲：すべて</p>	<p>a. 魚類健康管理計画における養殖手順の中での種苗に対し処方してもよい抗駆虫薬を識別すること。使用するすべての抗駆虫薬製品について製品安全データシート(MSDS)を提出すること。淡水に限ってのみ、ホルマリンおよび過酸化水素水は許容されそのほかについては禁止である。</p> <p>b. すべての医薬品に関連する記録、獣医ならびに治療薬販売業者に関する記録を提示すること。処方箋や処置記録に加え、請求書、研究所での検査結果も含むこと</p> <p>c. その他。具体的に記入</p>	<p>アクアファーム：本店では駆虫薬を使用することはないため、所持していない。</p>	適合		
判定基準5.3 育成環境への配慮						
5.3.1	<p>指標：後述する手法で算出した養殖場の溶存酸素(DO)の週平均%</p> <p>要件：飽和度が70%より大きい</p> <p>適用範囲：すべて</p>	<p>a. 補正済みのDOメーターまたは同等の手法を用いて、1日2回以上溶存酸素飽和度(%)を測定し記録すること。初回調査時は、養殖場は6か月以上の記録がなければならない。毎週モニタリング欠かさずモニタリングを行うことは危険性を伴うこともあり、現実的かつ賢明な解決策があることをASCは認識している。例えば悪天候時など、どんなことがあっても労働者の安全を軽視してはならない。</p> <p>b. 測定の欠損または測定時間の変更がある場合、その理由を記述し提示すること</p> <p>c. データに基づき週平均飽和度(%)を算出する</p> <p>d. 週平均DO値が70%を下回る場合、あるいはその水準に近づいている場合、参照地でDOを測定・記録し、養殖場の水準と比較すること(ガイド参照)</p> <p>e. DOの測定と補正作業を監査員に視察してもらうよう調整すること</p> <p>f. その他。具体的に記入</p>	<p>アクアファーム：2016年12月6日より機械での測定を行い、データが保存されている。毎日7時20分ごろに調査区、35分ごろ対照区を測定し、午後は15時過ぎに測定している。</p> <p>作業中不在、赤潮など、測定できなかった時の理由が記録されている。</p> <p>週平均飽和度が毎週計算されている。</p> <p>70%を下回る週はなかった。</p> <p>DOの測定、機器補正作業を現場で確認した。</p>	適合		
5.3.2	<p>指標：5.3.1に関し、1週間のサンプルのうち、DO飽和度が70%未満となった割合の最大値</p> <p>要件：5%未満</p> <p>適用範囲：すべて。ただし、養殖場におけるDO測定値が参照地のそれと一致していることを示すことができる場合、70%より大きな飽和度を確保できない養殖場に対し適用除外が承諾される</p>	<p>a. 養殖場においてDO飽和度が70%未満となった試料の割合を算出する</p> <p>b. 養殖場においてDO飽和度が70%未満となったDO測定の割合が5%より大きい場合、認証機関に連絡を行うこと</p> <p>c. その他。具体的に記入</p>	<p>アクアファーム：DO飽和度が70%を下回る週はなかった。</p>	適合		
原則6：責任ある労働環境をもった養殖場の運営						
判定基準6.1 児童労働と若年労働者						
6.1.1	<p>指標：児童労働の件数</p> <p>要件：0件</p> <p>適用範囲：すべて</p>	<p>a. ほとんどの国では、雇用の最低年齢は15歳としてある。例外的事例は2つある。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・発展途上国において、雇用最低年齢が14歳[30]と法的に定められている場合、または ・法的な雇用最低年齢が16歳以上と定められ、かつその国の規制に従わなければならない場合 <p>法的な最低雇用年齢が15歳ではない国で、養殖場が操業を行う場合、養殖場はその事実を示す書類を保持すること</p> <p>b. 正規雇用の年俸は15歳以上であること(6.1.1aに記載した国を除く)</p>	<p>日本の労働基準法、第56条(最低年齢)には、就労の最低年齢が15歳と定められており、「使用者は、児童が満十五歳に達した日以後の最初の三月三十一日が終了するまで、これを使用してはならない。」と明記されている。</p> <p>マルハニチログループの理念に「8. 人権尊重と強制労働・児童労働の禁止」を謳っている。</p> <p>就業規則で労働基準法に従うことが記載されている。</p> <p>アクアファームの本社事業所では24人が雇用されている。従業員名簿に年齢が記載されているが、18歳未満の労働者はいなかった。</p>	適合		

		<p>c. 雇用者は要件に対する適合性を十分に示す人事記録を保持すること</p> <p>d. その他。具体的に記入</p>	<p>年齢は雇用契約締結時に履歴書、保険証等で確認されている。また個人番号からも追跡可能である。</p> <p>現地確認でも児童労働に該当すると思われる事例は観察されなかった。</p>			
6.1.2	<p>指標：若年労働者の保護されている割合</p> <p>要件：100%.</p> <p>適用範囲：すべて</p>	<p>a. 若年労働者は企業方針と研修プログラムで正しく身元確認でき、すべての若年労働者は職務記述書の対象であること</p> <p>b. すべての若年労働者(15歳以上18歳未満)は身元確認ができ、その年齢は身分保証書のコピーで確認できること</p> <p>c. 日修行時間の記録(タイムカードなど)の利用は、すべての若年労働者が対象となること</p> <p>d. 若年労働者の場合、一日の移動時間、労働時間、就学時間の合計が10時間を超えてはならない</p> <p>e. 若年労働者は危険な現場での作業もしくは危険作業に従事させてはならない。悪天候時の浮体式生け簀での作業は危険作業とみなされる</p> <p>f. その他。具体的に記入</p>	<p>アクアファーム：上記の通り、若年労働者もいない。若年労働者の年齢にあたる人のインターンシップはない。大学生のみが対象となる。</p> <p>マルハニチロの養殖場「インターンシップ受け入れ時 取り決め事項(2017年5月11日改定)」がある。</p> <p>年齢は上記の方法で確実に確認する。</p> <p>インターンに来たとしても一般の社員と同様、実労働時間7.5時間になる。</p>	適合		
判定基準6.2 強制・拘束・奴隷労働						
6.2.1	<p>指標：雇用者が雇用完了時に雇用者の給与、財産、便益の一部を差し引いた件数</p> <p>要件：0件</p> <p>適用範囲：すべて</p>	<p>a. 労働者は退職する自由、職場を離れる自由があること、そして雇用者の給与、財産、便益の一部の控除の対象となっていないこと、または通常の法律または契約にあること以外の義務を雇用者に対して負っていないことを示すこと</p> <p>b. 現場監査の際に選択した職員との話し合いを通じて適合性が確認されることとなる</p> <p>c. その他。具体的に記入</p>	<p>アクアファーム：マルハニチログループ行動指針に「8. 人権尊重と強制労働・児童労働の禁止」を謳っている。</p> <p>労働者に負債を負わせている事実はない。</p> <p>就業時間が決められており、就業時間外で拘束することはない。</p> <p>休日も定められている。</p> <p>退職も本人の自由意思で可能である。</p> <p>身元証明書の原本は保有していない。写しを保管することが就業規則で定められている。</p> <p>従業員へのインタビューにて、従業員は労働契約の内容について理解しており、自己意思で職場を離れられることを確認した。</p>	適合		
6.2.2	<p>指標：被雇用者が雇用開始時に身元証明書の原本を引き渡すよう要求された件数(ただし、法的書類処理のための要求は除く)</p> <p>要件：0件</p> <p>適用範囲：すべて</p>	<p>a. 法的な書類処理が必要な場合を除き、労働者が身元証明書の原本を引き渡すよう要求されていないことを示すこと</p> <p>b. 現場監査の際に選択した職員との話し合いを通じて適合性が確認されることとなる</p> <p>c. その他。具体的に記入</p>	<p>アクアファーム：身元証明書の原本は保有していない。</p> <p>労働者および管理者へのインタビューにて確認した。</p>	適合		

判定基準6.3 職場環境における差別					
6.3.1	<p>指標:現場における包括的で優先した反差別の方針、手続き、実践を示す書類。職場において性別、年齢、人種、宗教、信念、カースト、性的志向に関係なく、すべての仕事に就ける権利についても言及すること</p> <p>要件: 必要</p> <p>適用範囲:すべて</p>	<p>a. 雇用者は、人種、身分、国籍、宗教、障がい、性別、性的志向、組合の所属、支持政党、年齢、その他の差別の原因となりうる条件によって、雇用、報酬、研修の機会、昇進、解雇および退職に関して差別を行わないことを記した率先的な反差別の書面による方針を提示すること</p> <p>b. 雇用者は差別の苦情に対し、その発生経緯、提起、そしてその対応を記した明解かつ透明性のある手続きを提示すること</p> <p>c. 雇用者は同一労働同一賃金の原則、職業機会、昇進および昇給の均等の原則を積極的に尊重していることを示すこと</p> <p>d. すべての管理監督者は多様性および差別禁止に多様性の優先した寛容さに関する研修を受けたことを示すこと。全職員が差別禁止に関する研修を受けている。効果があることが証明できる場合、外部研修、内部研修のどちらでも良い</p> <p>e. その他。具体的に記入</p>	<p>アクアファーム:マルハニチロのグループ行動指針に、労働・人権も含まれている。「7. 多様性を尊重し、安全で風通しの良い職場環境」この研修をマルハニチロの役員が全ての出先機関に向いて行った。アクアファームでは2015年10月8日、2017年10月3日に全従業員を対象に行った。またアクアファーム独自でも反差別研修を管理職主体として2017年11月4日に実施した。</p> <p>まずは上司や所長に相談するが、相談しにくいときにはマルハニチログループの内部通報先、外部通報先が決められている。全従業員に通知されている。</p> <p>就業規則第11条に、労働条件は本人の能力、技術、経験等により公正に決定すると記載されている。</p> <p>賞金規定で明確に賞金の設定方法が規定されている。また年に1回面接が実施されている。</p> <p>差別の事実はなく、反差別の研修も行われている。しかし反差別の書面による方針が明確ではないため、より明確化した方針を作成することが望ましい。</p>	適合	<p>【観察事項】</p> <p>アクアファームでは、反差別の書面による方針が明確ではないため、より明確化した方針を作成することが望ましい。</p>
6.3.2	<p>指標: 確認された差別の発生件数</p> <p>要件: 0件</p> <p>適用範囲:すべて</p>	<p>a. 雇用者は差別に関する苦情の全記録を保持すること。これらの記録は人種、身分、国籍、宗教、障がい、性別、性的志向、組合の所属、支持政党、年齢、その他の差別の原因となりうる条件に対する差別の証拠とはならない</p> <p>b. 教養や行動を確認したり、人種、身分、国籍、宗教、障がい、性別、性的志向、組合の所属、支持政党、その他の差別要因となりうる条件に関連して、ニーズに合わせるといった企業が職員の権利を侵害していないかを確認するために、雇用者へのヒアリングや被雇用者の供述を使用しても良い</p> <p>c. その他。具体的に記入</p>	<p>アクアファーム:これまで差別に関する苦情があった事例はない。労働者及び管理者へのインタビューにて確認した。</p>	適合	
6.3.3	<p>指標: 全の労働者はその性別、年齢、人種、宗教、信念、カースト、性的志向に関わらず、支払、便益、昇進の機会が均等であること</p> <p>要件: 必要</p> <p>適用範囲:すべて</p>	<p>a. 反差別方針に、種、身分、国籍、宗教、障がい、性別、性的志向、組合の所属、支持政党、その他の差別要因となりうる条件に依らない支払、便益、昇進の機会の均等を含めること</p> <p>b. 教養や行動を確認したり、人種、身分、国籍、宗教、障がい、性別、性的志向、組合の所属、支持政党、その他の差別要因となりうる条件に関連して、企業が職員の権利を侵害していないかを確認するために、雇用者へのヒアリングや被雇用者の供述を使用しても良い</p> <p>c. その他。具体的に記入</p>	<p>アクアファーム:就業規則に、労働条件は本人の能力、技術、経験等により公正に決定すると記載されている。労働者へのインタビューで、支払、便益、昇進の機会の不平等についての事実は確認されなかった。</p>	適合	

6.3.4	<p>指標: 配偶者の有無や妊娠を理由に、雇用者が被雇用者を解雇したり、妊娠、出産休暇の法的権利を拒否した件数</p> <p>要件: 0件</p> <p>適用範囲: すべて</p>	<p>a. 人事記録および被雇用者ファイルを確認し、解雇または育児休暇に関連する被雇用者の法的権利の拒否に関する根拠を確認する</p> <p>b. 現場監査の際に、解雇や育児休暇に関する会社の対応に関する根拠について、被雇用者にヒアリングを行う</p> <p>c. その他、具体的に記入</p>	<p>アクアファーム: 就業規則の中に、第62条「産前産後」の休暇の規定がある。また育児休暇等に関する規定がある。また就業中でも育児時間を1日2回、少なくとも30分の育児時間をとれることも第50条で規定されている。第54条で妊娠中の労働時間の特例も規定されている。</p> <p>アクアファーム: これまで育児休暇の申請はまだない。従業員へのインタビューでも確認した。</p>	適合		
判定基準6.4 労働環境の健全性と安全						
6.4.1	<p>指標: 健康と安全な業務、そのための手続きおよび業務に関連した方針について研修を受けた労働者、従業員の割合</p> <p>要件: 従業員6人以上で100%</p> <p>適用範囲: すべて</p>	<p>a. 雇用者は、職場に潜む危険性から被雇用者を守り、事故やケガのリスクを最小化するため、作業と手順(緊急時マニュアルも含める)、方針を书面化し保持すること。情報は被雇用者に公開されること</p> <p>b. 被雇用者は緊急対応マニュアルについて理解していること</p> <p>c. 雇用者はすべての被雇用者に対して定期的に(年1回、新規雇用については直後に)健康と安全に関する研修を実施すること。潜在的危険性、リスクの最小化、労働安全と衛生、保護具の適切な使用について含むこと</p> <p>d. その他、具体的に記入</p>	<p>アクアファーム: マルハニチロ(株)養殖場重点安全基準 が作成されている。2015年10月1日作成。目に付くところに張り出している。養殖生産工程管理手順(2014年3月1日改定)もある。緊急連絡網がある。地震、津波発生時の避難経路も掲示している。平成20年3月24日に普通救命講習を会社で実施し、各自が修了証を所持している。AEDが設置されている。設置時に講習会を実施した。マルハニチロ(株)養殖場重点安全基準、養殖生産工程管理手順を全員で読みあわせている。最近では2017年10月11日に実施した。運転免許、船舶免許、潜水士免許などのコピーを会社で保管している。健康診断を行っている。潜水者については年に2回の法定診断(高気圧検診)を行っている。</p> <p>救命救急の講習が体系だてて受講されていなかった。数年に1回全員が確実に受講するような仕組みを構築することが望ましい。</p>	適合	<p>【観察事項】 アクアファームでは、救命救急の講習が体系だてて受講されていなかった。数年に1回全員が確実に受講するような仕組みを構築することが望ましい。</p>	
6.4.2	<p>指標: 安全のための器具(防具)が支給され、手入れされ、そして使用されていること</p> <p>要件: 必要。</p> <p>適用範囲: すべて</p>	<p>a. 雇用者は予想される健康と安全に関する危険に対処するための保護具を労働者に支給すること</p> <p>b. 被雇用者は保護具の適切な使用に関し毎年研修を受けること。事前に初期研修に参加した労働者については、新しい保護具が支給されるまでは年間更新講習は十分なこともあり得る</p> <p>c. 上記の確認のため、被雇用者はインタビューを受けること</p> <p>d. その他、具体的に記入</p>	<p>アクアファーム: 「マルハニチロ株式会社 養殖会社職員 服装規定」(2015年4月1日)がある。ヘルメットを全員に支給している。屋外作業の時は必ず着用している。またライフジャケットは全員の着用が義務化になるため、全員に配布した。船には定員分のライフジャケットを準備している。また来客用のライフジャケットも30着程度準備している。その他ブルゾン、ズボン、長靴、カッパ等も支給している。</p> <p>救急箱が休憩室に設置されているのを確認した。救命胴衣着用についての研修を2017年11月25日に実施した。救命胴衣を一人ずつに配布した。</p> <p>従業員へのインタビューでも安全器具の認識を確認した。</p>	適合		
6.4.3	<p>指標: すべての健康上、安全上に関わる事故と違反は記録され、必要に応じて対策を講じること</p> <p>要件: 必要</p> <p>適用範囲: すべて</p>	<p>a. 雇用者は健康と安全に関わる事故を記録すること</p> <p>b. 雇用者は業務上の健康と安全に関する違反行為すべてとその調査記録を保持すること</p> <p>c. 雇用者は何らかの事故発生についても、是正措置計画を実行すること。計画は書面化し、根本原因の分析、根本原因に対する措置、是正措置、同様の事故の発生を防ぐ措置を含むこと</p> <p>d. 事故や安全と健康に関する事件が発生したことで、どのような分析がなされそしてどのような手順が踏まれ、実行されたかを確かめるために、被雇用者にインタビューを行う</p> <p>e. その他、具体的に記入</p>	<p>アクアファーム: すべての労災の記録と是正計画が作成されている。労災記録のファイルに保管されている。2017年の記録を確認した。重大な事故の場合には労働基準監督署から再発防止策の提出要請があり、対応している。2017年4月の記録を確認した。</p> <p>軽微な事故や怪我であっても、事例を集積し傾向を分析することで、再発防止策を検討することが可能となる。軽微な事故や怪我の事例も記録することが望ましい。</p>	適合	<p>【観察事項】 アクアファームでは、軽微な事故や怪我の事例も、将来の再発防止策検討のために、記録することが望ましい。</p>	

6.4.4	<p>指標: 国の法律によって保証されない場合、雇用の責任において、いかなる事故やケガに対する被雇者の費用負担を100%保証する証拠を提示すること</p> <p>要件: 必要</p> <p>適用範囲: すべて</p>	<p>a. 雇用者は全職員に業務上の事故または傷害に関する費用を補償する十分な保険を提供していることを示す書類を保持すること(国内法で補償されていない場合)。パートタイマー、季節労働者、外国人労働者に対しても同等の保証内容であること。事故費用を補償する雇用の責任を記した契約書は保険についての有効な証拠となりうる</p> <p>b. その他. 具体的に記入</p>	<p>アクアファーム: 労災が適用される。2017年7月7日の労働保険申告書、11月14日の領収書を確認した。各事故時の労災給付申請書(2017年8月9日)も確認した。上乗せの傷害保険(平成29年度分)の加入も確認した。</p>	適合		
判定基準6.5 賃金						
6.5.1	<p>指標: 基本賃金(残業代とボーナスを含まない)が最低賃金を下回る労働者の割合</p> <p>要件: 0%.</p> <p>適用範囲: すべて</p>	<p>a. 雇用者は事業を行っている国における法定最低賃金を示す書類を保持すること。その国において最低賃金に関する規定が無い場合、雇用者は業界標準の最低賃金を示す書類を保持すること。本指標の目的は、最も弱い立場の労働者を保護するものであり、その他のスタッフ、例えば物品で給与が支払われるような管理者については、この指標の意図する「労働者」ではない。</p> <p>b. 労働者の標準作業時間(48時間以内)における賃金が法的な最低賃金と一致もしくはそれ以上を維持していることを雇用の記録から確認できること。法定最低賃金が規定されていない場合、現行の賃金が業界の標準に適合またはそれ以上であることが記録から分かるようにしなければならぬ。賃金が単価もしくは出来高支払の場合、労働者が法定最低賃金以上を(通常の労働時間範囲内で)無理のない範囲で得ているかを示す記録を示すこと</p> <p>c. 証拠書類(給与支払い、勤務表、パンチカード、生産記録、実益記録など)を保持し、上記を確認するため、労働者がヒアリングをうける</p> <p>d. その他. 具体的に記入</p>	<p>アクアファーム: 大分県の最低賃金は現在時給737円である(2017年10月から)。大分県発行の書類を確認した。毎年10月に大分県により見直しが行われる。賃金台帳がある。就業時間は、通常勤務の時には特に記録はつけない。残業時、休暇時には管理者により「勤怠メモ」に記録される。これをもとに賃金が計算されていることを確認した。</p> <p>従業員へのインタビューでも賃金が適正に払われていることを確認した。</p>	適合		
6.5.2	<p>指標: 本基準の採用5年後に、基本賃金が生活給を下回っている労働者の割合</p> <p>要件: 0%.</p> <p>適用範囲: すべて</p>	<p>a. 監査員は生活給を計算し、養殖場の計算値と比較し、それが正しいことを確認する</p> <p>b. プリ・スギ類基準発行後5年以内にすべての養殖場労働者は生活給(残業代とボーナスを除いて)以上を支給されている証拠を提示すること</p> <p>c. 事業を行っている国の生活給を提示すること。監査チームは計算と最終の数字が正しいことを確認する</p> <p>d. その他. 具体的に記入</p>	<p>最低賃金が生活給にあたる。都道府県ごとに計算され、毎年10月に見直されている。</p> <p>日本では、最低賃金は都道府県ごとに計算され、毎年10月に見直されている。最低賃金の計算の際には、都道府県の生活給の調査が各都道府県によりなされ、決定されている。そのため、日本においては、最低賃金はILOが求める生活給以上に設定されている。最低賃金を受領して通常生活ができなくなるという事態はない。</p>	適合		
6.5.3	<p>指標: 賃金の決定と支払の透明性を示す書類すべての労働法および条例を順守していることを示す書類</p> <p>要件: 必要</p> <p>適用範囲: すべて</p>	<p>a. 賃金と便益は労働者に明示され、契約書に記載していること</p> <p>b. 賃金の設定法は明示されかつ労働者に理解されていること</p> <p>c. 雇用者は賃金および便益を労働者にとって便利な形態で支払うこと(現金、小切手、電子決済など)。労働者が支払いを受けるためにわざわざ出向く必要がなくてはなく、また、約束手形、クーポンや商品を代用品として受け取るようなことがあってはならない</p> <p>d. 基準の要件と一致しているかを確かめるために労働者にヒアリングを行う</p> <p>e. その他. 具体的に記入</p>	<p>アクアファーム: 新規採用時には雇用契約書を交わしている。給与は別途給与決定通知書で示される。また給与決定通知書は新年度に各人に渡す。賃金規定により、基本給、役職手当、その他手当等の設定方法が明示されている。銀行振り込みで支払われている。「給与銀行振込依頼書」の記録がある。</p> <p>従業員へのインタビューを通じて、各従業員は労働条件通知書に書かれている賃金や手当について理解し、支払いも適切に行われていることを確認した。</p>	適合		

判定基準6.6 結社の自由と団体交渉の権利						
6.6.1	<p>指標：従業員は労働組合または労働者組織に加入でき、そして団体交渉とともに、組織を設立することができ、その代表者の選出は経営者の干渉を受けずに代表者を選出することができる</p> <p>要件：100%.</p> <p>適用範囲：すべて</p>	<p>a. すべての労働者は労働組合または正当な労働者組織に加入することができること、雇用者や雇用者が設立または支援する競合組織の干渉を受けないことを示すこと。養殖場は内部規定がこれらの基準に完全に一致することを監査員に示す書類作成を行ってもよい</p> <p>b. 労働者は自ら団体交渉を行ったり参加したりすることが許容されていることを示すこと</p> <p>c. 労働者のヒアリングの際、6.6.1の要件に適合するか、会社の経営者や代理人の干渉を受けずに、選出された労働者の代表と自由にコンタクトがとれるかを確認する</p> <p>d. その他。具体的に記入</p>	<p>アクアファーム：アクアファームに労働組合はない。マルハニチロには労働組合があるが、アクアファームは関係しない。それぞれに労働者代表が決められている。労働者代表と経営者との合意内容がある。就業規則について合意した内容がある。労働者側から労働組合を結成したいという要望はこれまでなかった。</p> <p>従業員のインタビューを通じて、労働組合は存在しないが、組合を作ることについて特に制限もされていないことを確認した</p>	適合		
6.6.2	<p>指標：組合もしくは労働者組織のメンバーが差別された件数</p> <p>要件：0件</p> <p>適用範囲：すべて</p>	<p>a. 労働者および労働者の代表のヒアリングの際、組合もしくは労働者組織のメンバーが経営者から差別を受けた事案があるかを確認する</p> <p>b. 養殖場が基準の要件に適合しているかを確認するために、組合または労働者組織に加入していることで受けた差別の発生事案に関し経営者に確認を行う</p> <p>c. その他。具体的に記入</p>	労働組合はない。	適合		
判定基準6.7 一時的または恒常的な身体的・精神的な傷害となりうる職場環境におけるハラスメントと懲戒行為						
6.7.1	<p>指標：過剰もしくは虐待的な懲戒行為の件数</p> <p>要件：0件</p> <p>適用範囲：すべて</p>	<p>a. 雇用者は労働者の心身もしくは尊厳に悪影響を及ぼす脅迫的、屈辱的または懲罰的な行為を用いていないことを確認する</p> <p>b. 体罰、精神的懲罰、肉体的制裁もしくは暴言に関する申し立ては会社の手続きで完全に記載され、監査員はこれを確認することができる</p> <p>c. 現地監査の際、労働者は過度なあるいは虐待的な懲戒処分があったかを確認するために労働者にヒアリングを行う</p> <p>d. その他。具体的に記入</p>	<p>アクアファーム：就業規則27条に懲戒の規定がある。「労働能率の向上と社内秩序の維持」を目的とすると明記されている。マルハニチログループの内部通報、外部通報窓口がある。</p> <p>従業員へのインタビューでも、不当で行き過ぎた懲戒行為のケースは確認されなかった。</p>	適合		
6.7.2	<p>指標：明解かつ公平で透明性のある懲戒手続きおよび従業員との対話を示す書類の提示</p> <p>要件：必要</p> <p>適用範囲：すべて</p>	<p>a. 雇用者は労働者の向上を目的であることを明記した懲戒行為の方針を文書で作成すること</p> <p>b. 懲戒行為の発生と結末（労働者の評価報告書など）に関する監査証拠を文書で保持すること。現地監査の際、適合の度合いと懲戒行為方針が公平で実効的であるかを確認するため、労働者にヒアリングを行ってもよい</p> <p>c. その他。具体的に記入</p>	<p>アクアファーム：就業規則27条に懲戒の規定がある。「労働能率の向上と社内秩序の維持」を目的とすると明記されている。就業規則において、給与の減給が定められている。減給規定の設定は、容易に解雇を行うことがないよう日本で法的、慣習的に長年認められている。減給の懲戒の事例はない。問題はないと判断する。</p> <p>アクアファーム：平成28年に実施した懲戒事例の記録があった。内容は過度ではなく適切であった。</p>	適合		
6.7.3	<p>指標：ハラスメント行為は記録され、対応策がとられたことを示す証拠</p> <p>要件：100%.</p> <p>適用範囲：すべて</p>	<p>a. 雇用者は労働者のハラスメントに対する方針を設定していること。労使間または労働者間でハラスメントが発生した場合の手順を方針に含めること。手続きは書面化され、詳細、対応策、結論、必要な是正措置を記録する</p> <p>b. 現地監査の際、適合性を確認するため、ハラスメント行為とその結末の事例とともに、ハラスメント、方針、手続きに関して労働者にヒアリングを行う</p> <p>c. その他。具体的に記入</p>	<p>アクアファーム：懲戒の対象にセクシャルハラスメント、パワーハラスメントが含まれている。また「マルハニチログループ理念」の研修冊子にもハラスメントをしないよう記載がなされている。ハラスメント発生時の手順も作成されている。発生した時には上司への相談、内部通報、外部通報窓口への連絡という相談手段がある。ハラスメント防止のチラシを掲示している。2017年10月11日にパワーハラスメントについての研修を実施した。大きな問題になったときには社内に「地区苦情処理委員会」が設置され、対処することが地区覚書で規定されている。ハラスメントの事例はない。</p>	適合		

判定基準6.8 労働時間と残業					
6.8.1	<p>指標: 勤務時間と残業に関する法律の違反および乱用</p> <p>要件: 不可</p> <p>適用範囲: すべて</p>	<p>a. 雇用者は養殖事業を行っている地域の労働時間と残業に関する法的要件を示す書類を保持すること。地域条例により国際的に認定された勤告(週の労働48時間、残業12時間)が認められている場合、国際標準の要件が適用される</p> <p>b. 無作為に(監査員が)抽出した記録の確認。タイムカード、給与支払簿により養殖場の労働者が法律で認められた労働時間を超えていないことが分かること</p> <p>c. 雇用者が被雇用者に対し養殖場での労働シフト(10日間従事、6日間休暇など)を求める場合、雇用者は月内に同等の休憩時間を保証しかつ被雇用者がそのスケジュールに合意したことを示す書類(例:雇用契約書中)が存在する</p> <p>d. 労働時間と残業に関する法律の乱用がないかを確かめるために、養殖場労働者にインタビューを行ってもよい</p> <p>e. その他。具体的に記入</p>	<p>労働時間は労働基準法で規定されている。法律で認められた労働時間を超えていた事例は確認されなかった。従業員へのインタビューでも、労働時間と残業に関する法律の乱用は確認されなかった。</p> <p>アクアファーム:就業規則第47条で、1日7時間30分勤務であることが規定されている。第49条で休憩時間は1時間30分であることが規定されている。実際の始業時間(7時)、終業時間(16時)については地区覚書で規定されている。通常勤務の時には特に記録はつけない。残業時、休暇時は管理者が「勤怠メモ」に記録する。休暇時には休暇届を提出する。年末の数日間など繁忙期があるが、規定の勤務時間以外で出勤を要請した時には残業手当が支払われる。季節による労働シフトはない。</p>	適合	
6.8.2	<p>指標: 残業には限度があり、自由意志[47]に基づき、割増賃金が支払われ、例外的な事情に限定される</p> <p>要件: 要順守</p> <p>適用範囲: 適用除外以外はすべて</p>	<p>a. 労働者は残業の割増分が支払われていることが支払記録(支払通知)に示されている</p> <p>b. 残業は例外的な事情に限定され、それは養殖場の記録(生産記録、タイムカード、その他の勤務記録など)によって証明される</p> <p>c. すべての残業は、義務的な残業を特別に認めた団体交渉による合意がある場合を除き、自由意志に基づくものであることを確かめるために労働者にインタビューを行ってもよい</p> <p>c. その他。具体的に記入</p>	<p>アクアファーム:賃金支払い記録がある。生産部長に口頭で申告し、残業結果を生産部長が「勤怠メモ」に記録する。チームで仕事をしており、全体で30分や1時間残業することがたまにあるが、帰る必要がある人は定時で自由に帰ることができる。月末に残業時間を手作業で集計し、給与システムに入力する。</p> <p>従業員へのインタビューを通じて、残業は任意であり、限定的、例外的に発生していることを確認した。残業分については、割増賃金が支払われていることも確認した。</p>	適合	
判定基準6.9 契約またはその他書面による雇用合意					
6.9.1	<p>指標: 契約または書面による雇用合意を交わしている労働者の割合</p> <p>要件: 100%.</p> <p>適用範囲: すべて</p>	<p>a. 雇用者はすべての被雇用者との契約記録を保持していること</p> <p>b. 労働のみの請負関係、不正な見習い労働制度に関しての実例がないこと</p> <p>c. 上記のことを確認するために労働者にヒアリングを受けるよう進言すること</p> <p>d. その他。具体的に記入</p>	<p>アクアファーム:すべての従業員との雇用契約書がある。パート、アルバイトも同様である。インターンシップでは給与は支給しないが、必要な交通費、宿泊費、食事代を支給している。</p> <p>労働のみの請負関係、不正な見習い労働制度に関しての事例はない。従業員インタビューを通じて、労働契約書について確認した。</p>	適合	
6.9.2	<p>指標: 養殖場で作業を行う際の業者と請負人とのソーシャル・コンプライアンス(社会的責任に関する規範の順守)方針を示す書類</p> <p>要件: 必要</p> <p>適用範囲: すべて</p>	<p>a. 養殖場は、品物やサービス(例:ダイバー、清掃、保守管理など)を提供するために契約したすべての企業が、社会的責任のある雇用の方針を持ち実践していることを確実にしていること。</p> <p>b. 生産会社はサプライヤーや請負人を評価する基準を持っていること。会社は認可したサプライヤーと請負人のリストを保持すること</p> <p>c. 生産会社は、6.7.2の順守に関するサプライヤーおよび請負人との連絡記録を保持すること</p> <p>d. 現場のすべての労働者(間接的な被雇用者も含む)は原則6の要件によって保護され、監査員は記録や視察、労働者へのヒアリングを通じて順守状況の評価を行う</p> <p>e. その他。具体的に記入</p>	<p>アクアファーム:サプライヤーリストがある。評価結果が記載されている。その中で社会的責任の雇用の方針についてもホームページや口頭で確認した。ホームページの確認箇所については記録が残されていなかった。アンケートにより6.7.2の順守について確認している。すべての取引先から回答を得ている。</p>	軽微な不適合	<p>アクアファームでは、品物やサービスのサプライヤーが、社会的責任のある雇用の方針を持ち実践していることを確実にしていることを作成し、実行すること。</p>

判定基準6.10 トラブルの解決						
6.10.1	指標：労働者が実効的かつ構成で秘密が保持された苦情処理制度を利用できることを示す書類 要件：必要 適用範囲：すべて	a. 雇用者は、機密を保持し、労働者の苦情の開示、処理、解決のための明確な労働紛争の解決方針を定め、書面化した手続きで裏付けされている	アクアファーム：これまで苦情が提出された記録はない。もしあれば内部通報、外部通報窓口に関連する。内部通報、外部通報窓口については全員に冊子が渡され周知されている。 従業員へのインタビューでも、苦情を提出した、または提出したいが何かの理由でできなかったという事例は確認されなかった。	適合		
		b. 労働者は会社の労働紛争の解決方針とその手続きを知っている。労働者が公平な紛争解決を利用できる証拠があること				
		c. 証拠書類(苦情、関連する書類一式、確認会合の議事録など)を保持する。適合性を確かめるために、現地監査の際に労働者にヒアリングを行ってもよい				
		d. その他。具体的に記入				
6.10.2	指標：扱った苦情が90日以内に対処される割合 要件：100% 適用範囲：すべて	a. 雇用者はすべての提起された不平と苦情、労働紛争すべての記録を保持すること	アクアファーム：これまで苦情が提出された記録はない。	適合		
		b. 雇用者は対処した苦情に対する手続き上の要件(是正措置も含む)とスケジュールに従い、経過と結末の記録書類を保持すること				
		c. 苦情の取り扱い手順と90日以内に対処されたかに関し適合性を確かめるために労働者にインタビューを行う				
		d. その他。具体的に記入				
判定基準6.11 養殖場に宿泊する労働者の生活条件						
6.11.1	指標：養殖場に居住する労働者は清潔、衛生的、安全で、適切な生活環境を有していること。 要件：必要 適用範囲：すべて	a. 携帯可能で安全な飲料水を労働者が常に利用できる証拠を提示すること	養殖場に宿泊する労働者はいないため該当しない。	適合		
		b. 十分な衛生設備を労働者が利用できる証拠を提示すること				
		c. 嵐やその他の生活を脅かす自然現象のような条件に十分耐えうる安心安全で良質の宿泊施設が用意されている証拠を提示すること				
		d. 労働者(およびその家族)のニーズに合う、また現場に宿泊する場合労働者の性別にも配慮した宿泊施設が提供されている証拠を提示すること				
6.11.2	指標：洗面所とトイレは男女別であること。ただし従業員数が10人未満である場合や、結婚した男女が共に寝泊まりする場合は例外とする 要件：必要。 適用範囲：容認された例外を除くすべての養殖場、宿泊施設および職場	a. 男女別の適切な衛生およびトイレ施設が利用可能であること。結婚した男女が共に宿泊する場合や、従業員が10人未満の場合は例外となる	養殖場に宿泊する労働者はいないため該当しない。	該当しない		
		b. その他。具体的に記入				

原則7:地域の一員として良識的活腕であること					
判定基準7.1 地域社会との取り組みおよび実効的な苦情処理					
7.1.1	<p>指標: 地域社会の代表や組織と、定期的で有意義な協議を開催もしくは参加していることを示す書類</p> <p>要件: 必要</p> <p>適用範囲: すべて</p>	<p>a. 養殖場は少なくとも年2回、地域住民との会合を率先して手配している</p> <p>b. 会合は有意義であること。オプション: 養殖場は参加型社会影響評価(p-SIA)または会合と同等の手法を選択することもできる</p> <p>c. 会合は議題への貢献を依頼できる地域住民の代表が参加していること</p> <p>d. 会合では、薬品投与によるヒトの潜在的な健康リスクについての意見交換または議論を行うこと。養殖場が監督責任をもつトラブルを解決することを目的としており、ヒアリングは地域社会にとって適切な言語で行われること。「Theraputant/治療薬」のような専門用語使ってはならない</p> <p>e. 会合が上記に適合していることを示す記録、証書類(会議議題、議事録、報告書など)を保持すること</p> <p>f. 上記のことを確認するため、地域住民と団体の代表にヒアリングを受けるよう進言すること</p> <p>g. その他。具体的に記入</p>	<p>アクアファーム: 以下のとおり、地域での会合や行事等には積極的に参加している。上浦地区漁業運営委員会(2か月に1回程度または必要時)(2017年11月13日の記録を確認)、進水式の餅撒き(2017年2月、11月)、中学、高校からの職業体験の受け入れ(2017年11月16日、17日)、企業説明会への依頼に対する参加、宮崎大学からの学生見学受け入れ(2015年12月19日)、上浦魚類養殖部会(2017年8月9日)、大分県水産養殖協議会(2017年3月17日)、大分県マグロ養殖生産者協議会(2015年10月20日)、県知事の訪問(2017年6月27日)、かみうら食まつり(2017年10月1日)への協賛、長田地区十日恵比寿(2016年1月7日)への参加 など。</p> <p>漁業運営委員会は7人と漁協の関係者2名、及び議題に応じその他の関係者が参加する。十日恵比寿には長田地区の区長が参加している。職場体験、講演依頼などの際には薬品使用について説明している。休業期間について説明したり、大学生には専門的な説明などしている。しかし薬品について地元住民との意見交換は特にはない。</p>	軽微な不適合	<p>アクアファームでは、薬品投与によるヒトの潜在的な健康リスクについての意見交換または議論を行うための地域住民との会合は行っていなかった。</p>
7.1.2	<p>指標: 地域社会の利害関係者や団体からの苦情に対し、解決に向けた実効性のある方針や仕組みがあることを示す証拠</p> <p>要件: 必要</p> <p>適用範囲: すべて</p>	<p>a. 関係者、地域住民、団体が提出した苦情の提示、処理、解決の仕組みを養殖場の方針に記すこと</p> <p>b. 養殖場はその方針に基づき苦情処理を行い、それは書類(関係者との事後のやりとり、是正措置を記述した関係者への報告書など)によって裏付けされること</p> <p>c. 関係者の苦情に対する決定事項に基づき、養殖場の苦情処理の仕組みは実効的であること(関係者との事後のやりとりなど)</p> <p>d. 上記のことを確認するために、地域住民の代表に、該当する場合、苦情も含めヒアリングを受けるよう進言すること</p> <p>e. その他。具体的に記入</p>	<p>アクアファーム: 「苦情処理 手順書」を作成した。生産部長が窓口となり、事実を確認して措置を検討し、相談者に回答する。2016年12月に、冷凍機音に対する苦情があった。その時点で一旦冷凍機をストップし、その旨を該当者に伝えた。2017年に静音タイプの冷凍機に入れ替えた結果、苦情は上がってきていない。2017年6月30日の記録で確認した。これ以降他の苦情も来ていない。</p>	適合	
判定基準7.2 地域の文化や伝統的利用領域の尊重					
7.2.1	<p>指標: 計画の設計と実行に際して、地域グループの意見を徴収する</p> <p>要件: 年2回以上、もしくは関連する地域・国の法規則の要件に従う</p> <p>適用範囲: すべて</p>	<p>a. 管轄の法律で要求がある場合、プロセスが7.2.1bに準拠していることを示すために、養殖場は地域団体または先住民と会合をもち、証書類(会議事録、要旨など)を保持すること</p> <p>b. 養殖場管理者は、先住民ととの会合に関する地方や国の法律、条例を理解していることを示すこと</p> <p>c. 計画段階および実行段階で、上記の地域団体との会合ならびに協定を確かめるために、地域住民の代表に、該当する場合、苦情も含めインタビューを行ってもよい</p> <p>d. その他。具体的に記入</p>	<p>地域住民との会合に関する法的な要求事項はない。</p>	該当しない	

判定基準7.3 資源の利用					
7.3.1	指標：地域社会にとって重要な資源の利用制限を地域社会の承認なしに変更すること 要件：不可 適用範囲：すべて	a. 地域社会にとって極めて重大である資源について書面化され、かつ養殖場が把握していること(指標7.3.2が求める評価プロセスを通じて)	アクアファーム：水は豊富にあり「極めて重大な資源」とは考えられない。釣りも漁業区画の外であれば問題ない。逆に漁業者の釣り筏を会社で設置し、地域住民に開放している。 地域住民へのインタビューでも、重大な資源と考えられるものは確認されなかった。	適合	
		b. 養殖場は極めて重大な地域社会の資源利用を制限する変更を加える前に、地域社会の承認を得ること。承認は書面化されること			
		c. 養殖場が地域社会の承認以前に重大な資源への利用を制限したかに関する証拠を得るために、地域社会の代表にインタビューを行ってもよい			
		d. その他。具体的に記入			
7.3.2	指標：資源の利用に対し会社が与える影響の評価 要件：年1回以上 適用範囲：すべて	a. 資源の利用に対する養殖場の影響を評価した書類があること。7.2.1の地域社会との会合の場を通じて完成していること	アクアファーム：水道使用は地域に影響を与えるものではない。漁業に対しても影響しない。 地域住民へのインタビューでも、資源の利用に会社が影響を与えていると考えられるものは確認されなかった。 しかし、影響の評価結果が文書化されていなかったため、文書化することが望ましい。	適合	【観察事項】 アクアファームでは、資源の利用に対する養殖場の影響の評価結果を文書化することが望ましい。
		b. 7.3.2aで提示された証拠の正確性を一般的に確認するために地域社会の代表にインタビューを行ってもよい			
		c. その他。具体的に記入			

11 所見

- 11.1 いかなる列も削除してはならない。
- 11.2 列B/C/D/E(黒背青のセル)は、審査報告書から自動的に挿入される。
- 11.3 各不適合は、基準の相違または修正処置要求に対して発行される。
- 11.4 「フィルター」機能を使用して、目的の情報のみを表示することができる(例:特定の不適合等級、状態、解除日等)。

- 11.5 必要に応じて行を追加すること。
- 11.6 すべての文章が見えるように必要に応じて列の幅を調整すること。

不適合参照番号	指標	不適合の等級	不適合の内容	証拠	発見日	状態	特例申請(番号)	根本的原因(顧客が記入)	提示され、認証機関に受理された修正/予防処置	不適合解除の期限	認証機関による評価(証拠を含む)	遅延願いの受理日	遅延の理由	新しい期限	遅延願いに対する認証機関の評価	遅延願いの承認日
2017.1	1.1.3	軽微な不適合	アクアファームでは、臨時職員、パートタイマー、アルバイト等の就業規則が作成されていなかった。	マルハニチロ監督の下、概ね共通化された就業規則がグループ各社で作成され、運用されている。 アクアファーム:労働基準法に則った職員就業規則が2017年4月に更新され、佐伯労働基準監督署に2017年5月24日に承認を受けている。同日に労働者代表が同意した意見書もある。 労災発生時には労働基準監督署の査察が入るが、少なくとも10年はそのような事例はない。 従来は臨時職員、パートタイマー、アルバイト等の就業規則は社員に準ずるとなっていたが、2017年4月からの職員就業規則では対象外となったので、現在作成中で、もうすぐ完成予定である。	2017年11月28日	解除	-	パートタイマー、アルバイト等の就業規則は、従来、社員に準ずるため作成していなかった。2017年4月の就業規則改定の際にパートタイマー、アルバイト等は対象外となったが、それに対応できていなかった。	契約社員及びパートタイマー社員就業規則、定年後再雇用社員就業規則を作成し、2017年12月28日に労働基準監督署の承認を受けた。2018年1月から運用を開始している。	2018年6月30日	左記の就業規則が作成され、承認されたことを確認した。					
2017.2	3.3.2	軽微な不適合	アクアファームでは、もし脱走が起った場合の公開手順が明確になっていなかった。	アクアファーム:生糞ごとの仕込尾数、カウント数、移動数、死亡数が記録されている。仕込尾数はモジャコの概算なので、ワクチン接種時には多くカウントされることもある。ワクチン接種時、生糞替えの際にカウントする。生糞替えの時は不明の減少数が出る。カウント誤差、斃死してなくなった数などが考えられる。またカウンターが不調な時もあり、その際には次回再度計測することとしている。同時に金網の点検も行っており、脱走していないことを確認している。 台風でも金網が壊れることはなく、少なくとも10年は脱走事例はない。 カウントは目視でカウンターで行っているが、これまでの経験上大きな誤差はない。 もし脱走が起った場合は、マルハニチロの増養殖事業部のホームページ「よかと」で公開する予定。	2017年11月28日	解除	-	今まで脱走は無かったため、公開手順は作成してなかった。 また、脱走した際は地元漁協へ報告、共済へ報告など手順は社内周知済みであったが、文書化されていなかった。	2017年12月にASC用のホームページを作成した。脱走歴公開手順はホームページ上に公開している。 https://www.maruha-nichiro.co.jp/yokatoto/asc/	2018年6月30日	左記のホームページの作成を確認した。					
2017.3	4.1.1	軽微な不適合	飼料会社B社のISO22000の監査報告書はまだ提出されていない。2018年4月以降に提出される予定。	アクアファーム:飼料会社2社、飼料運送会社1社の問い合わせ先がある。マルハニチロの養魚飼料課が購入し、そこからアクアファームに請求される。マルハニチロからの2017年9月30日付請求書を確認し、飼料名、数量が明記されていることを確認した。また飼料会社からアクアファームへの2017年9月28日付納品書、運送会社への10月7日の出庫依頼書を確認した。 2017年4月1日付で各飼料会社にASC要件を書面で通知した。 飼料会社A社はISO9001、B社はISO22000の認証を受けている。 A社の2016年11月のサーベイランスの報告書を確認した。B社の監査報告書はまだ受領していない。2018年4月以降に受領する予定である。 2社からはトレーサビリティが確保されている旨の証言を書面でそれぞれ2016年5月22日、2017年11月20日に得ている。	2017年11月28日	解除	-	飼料会社B社に要件を十分に伝えられていなかった。	2018年3月29日に飼料会社Bより提出予定。	2018年6月30日	2018年3月30日に、B社のISO22000のサーベイランス結果のうち、トレーサビリティに関する監査結果を受領した。トレーサビリティシステムに問題がないことが確認されていた。					
2017.4	4.4.2	軽微な不適合	飼料中の遺伝子組み換え不分別の原料リストを販売先に公開してなかった。	アクアファーム:植物原料は非遺伝子組み換え原料を厳密に分別したものは存在しておらず、不分別またはある程度の混入の可能性がある原料が使用されていることが、飼料メーカーからの回答、および飼料の品質証明書に記載されている。 販売先への開示はまだ行っていない。ホームページで公開する予定。	2017年11月28日	解除	-	これまで公開は義務付けられていなかったため、公開の仕組みがなかった。	2017年12月にASC用のホームページを作成した。遺伝子組み換え原料は不分別であることをホームページ上で公開している。 https://www.maruha-nichiro.co.jp/yokatoto/asc/	2018年6月30日	左記のホームページの作成を確認した。					
2017.5	5.1.3	軽微な不適合	アクアファームでは、外部寄生虫の検査結果を一般に公開する方法を作成してなかった。	アクアファーム:「2017年度 アクアファーム寄生虫調査スケジュール」を作成。月1回、30尾ずつ魚体重測定をしているため、その際にハダムシの調査を同時に行っている。これまで寄生虫は発見されていない。 検査実施予定日と、実際の検査実施日が記録されている。今年はスケジュール変更がなかったが、もし今後スケジュール変更が発生すれば、その理由も記載する。 「2017年度 アクアファーム寄生虫調査スケジュール」に検査方法が記載されている。目視でハダムシ、エラムシを確認する。 今後ホームページで公開する予定。	2017年11月28日	解除	-	外部寄生虫の検査は独自で実施していたが、結果の公開は義務付けられていなかったため、公開の仕組みがなかった。	2017年12月にASC用のホームページを作成した。外部寄生虫の検査結果はホームページ上で公開している。 https://www.maruha-nichiro.co.jp/yokatoto/asc/	2018年6月30日	左記のホームページの作成、および外部寄生虫の検査結果の更新を確認した。					
2017.6	6.9.2	軽微な不適合	アクアファームでは、品物やサービスのサプライヤーが、社会的責任のある雇用の方針をもち実践していることを確実にする方針を作成し、実行すること。	アクアファーム:サプライヤーリストがある。評価結果が記載されている。その中で社会的責任の雇用の方針についてもホームページや口頭で確認した。ホームページの確認箇所については記録が残されていなかった。 アンケートにより6.7.2の順守について確認している。すべての取引先から回答を得ている。	2017年11月28日	解除	-	サプライヤーとは長年の実績と信頼で取引しており、形式に則った評価の方針や方法はなかった。	サプライヤーの評価方法を作成し、評価結果を一覧表にまとめた。	2018年6月30日	評価結果を確認した。ホームページ上で確認した箇所については、該当箇所をサンプリングで確認した。					

2017.7.1.1	7.1.1 軽微な不適合	<p>アクアファームでは、薬品投与によるヒトの潜在的な健康リスクについての意見交換または議論を行うための地域住民との会合は行っていない。</p>	<p>アクアファーム：以下のとおり、地域での会合や行事等には積極的に参加している。上浦地区漁業運営委員会(2か月に1回程度または必要時)(2017年11月13日の記録を確認)、進水式の餅撒き(2017年2月、11月)、中学、高校からの職業体験の受け入れ(2017年11月16日、17日)、企業説明会への依頼に対する参加、宮崎大学からの学生見学受け入れ(2015年12月19日)、上浦魚類養殖部会(2017年8月9日)、大分県水産養殖協議会(2017年3月17日)、大分県マクロ養殖生産者協議会(2015年10月20日)、県知事の訪問(2017年6月27日)、かみうら食まつり(2017年10月1日)への協賛、長田地区十日恵比寿(2016年1月7日)への参加 など。</p> <p>漁業運営委員会は7人と漁協の関係者2名、及び議題に応じその他の関係者が参加する。十日恵比寿には長田地区の区長が参加している。</p> <p>職場体験、講演依頼などの際には薬品使用について説明している。休業期間について説明したり、大学生には専門的な説明などしている。しかし薬品について地元住民との意見交換は特</p>	2017年11月28日 解除	-	<p>地元住民は当社や他社を含めた養殖業への理解があり、都度色々な会話はしていたが、薬品についての意見交換は会合という形では行っていなかった。</p>	<p>2018年1月13日に、地域住民に対して、薬品投与による人への潜在的な健康リスクに関する説明会を実施した。また、今後毎年1回、地域住民との会合を実施するという手順を作成した。</p>	2018年6月30日	<p>左記の会合の議事録を確認した。また、今後の会合の開催に関する手順を確認した。</p>					
------------	--------------	--	---	----------------	---	---	--	------------	---	--	--	--	--	--

ASC審査報告書 - トレーサビリティ

10 トレーサビリティ因子	存在する場合はリスク因子の説明	リスクを管理するために整備されているトレーサビリティ、分別またはその他の仕組み
10.1 同事業体内で生産される同じまたは類似する見た目や魚種の製品を考慮した上で認証製品と非認証製品が混在または置き換わる可能性	同じ養殖場において非認証魚も養殖されている。	生簀は完全に分離しており、ASC認証魚は固有の生簀番号で特定できる。
10.2 養殖、収穫、輸送、保管または加工業務中に存在する同じまたは類似する見た目や魚種の製品を考慮した上で認証製品と非認証製品が混在または置き換わる可能性	同じ養殖場において非認証魚も養殖されている。	出荷は生簀毎に行われるため、他の生簀の魚が同時に出荷されることはない。認証魚は魚運搬船の専用船室に入れられ、加工施設に送られる。
10.3 認証製品の取り扱い、輸送、保管または加工において請負業者が使用される可能性	魚の運搬に外部委託先の運搬船を委託することがある。	出荷は生簀毎に行われるため、他の生簀の魚が同時に出荷されることはない。認証魚は魚運搬船の専用船室に入れられ、加工施設に送られる。
10.4 製品がCoCへ受け渡される前に、認証製品と非認証製品が混在または置き換わる、または間違ったラベルが付けられる、その他の機会	なし。	該当しない。

10.5 事業体内の認証製品の流れおよび関連するトレーサビリティの仕組みの詳細な説明
これは販売された製品から認証単位まで遡ることを可能とする仕組みである

成長の段階に合わせ、稚魚の生簀から成魚の生簀に移す。その際には、生簀を移動させて隣り合わせ、生簀を1対1にして魚を直接移動させるため、他の生簀の魚が混ざる可能性はない。また、生簀の履歴はすべて記録がとられており明確である。
出荷は生簀毎に行われるため、他の生簀の魚が同時に出荷されることはない。出荷作業はアクアファームの従業員によって行われる。
出荷時には魚の数がカウントされる。加工施設は別の場所にあるため、出荷は運搬船によって行われる。出荷は生簀毎に行われるため、他の生簀の魚が同時に出荷されることはない。認証魚は魚運搬船の専用船室に入れられ、加工施設に送られる。従って、船室から生簀までの明確なトレーサビリティが確保されている。
本認証の範囲は運搬船が加工先に到着し、魚が加工施設によって受け取られる地点までである。その後の過程は別のCoC認証の対象となる。

10.6 トレーサビリティに関する判断:

10.6.1 事業体のトレーサビリティおよび分別の仕組みは、事業体により認証製品として識別および販売されるすべての製品が認証単位由来であることを保証するのに十分である
または

はい

10.6.2 トレーサビリティおよび分別の仕組みは不十分であり、製品がASC認証製品として販売されるまたはASCロゴを付ける要件を満たすためには、別途CoC認証が必要である

養殖場の運用に関しては別途CoC認証は必要ない。

10.6.3 CoC認証が必要となる開始点

出荷された養殖ブリが搬送される運搬船が加工施設等に到着した地点。

10.6.4 生産者には別途CoC認証が必要か

いいえ

ASC審査報告書 - クロージング

12 評価結果

12.1 規格およびガイダンス文書の特定要素に対する事業体の審査結果報告	ブリ養殖場の運営は全般的にASブリ・スギ類基準第1.0版の要求事項を満たしている。
12.2 審査された 認証単位 が一貫して関連規格の目的を満たす能力があるかどうかに関する明確な説明	審査された認証単位には一貫して関連規格の目的を満たす能力がある。
12.3 生物多様性環境影響評価 (BEIA) または参加型社会影響評価 (PSIA) が 入手可能な場合 、この全文が審査報告書に加えられなければならない。これらの文書が英語でない場合は、英語の概要も報告書に加えられなければならない。	入手可能なBEIAまたはPSIAはない。

13 認証判断

13.1 認証が発行されたか(はい/いいえ)	
13.2 認証有効開始日 (該当する場合)	
13.3 生産者には別途CoC認証が必要か(はい/いいえ)	いいえ

13.4 認証が発行された場合は次を記入:

13.4.1 認証発行日および有効期限

認証発行日:
認証有効期限:

13.4.2 認証範囲

マルハニチロ株式会社の子会社である株式会社アクアファームのブリ養殖場
商品: ブリ (*Seriola quinqueradiata*)
活動範囲: 育成、輸送
基準: ASCブリ・スギ類基準 第1.0版 (2016年10月)

13.4.3 利害関係者への説明: 認証機関の判断に関する苦情または異議は、認証機関の苦情解決手順に従い処理される。この手順および苦情に関するさらなる情報は右に示されている情報源から入手できる。

苦情処理手順についてはアマタ株式会社へ連絡して下さい。
所在地: 〒102-0073 東京都千代田区九段北三丁目2番4号
メールアドレス: ninsho@amita-net.co.jp

14 年次監査

14.1 次回の年次監査予定

14.1.1 予定日

2018年12月1日

14.1.2 予定サイト

株式会社アクアファームのブリ養殖場

14.2 次回の審査・監査タイプ

14.2.1 第1回年次監査

x

14.2.2 第2回年次監査

14.2.3 再認証審査

14.2.4 その他 (タイプを明記)